

江別市自治基本条例検討委員会

資 料

目 次

1 意見集約結果 1

条例に基づく取り組み状況や意見等を一覧にまとめ、検討委員会での検討資料として使用。

【一覧の説明（左欄から）】

- ①条例 ②条例に基づく市の主な取り組み状況 ③議会での意見
- ④市民モニターからの意見（第1回アンケート）
- ⑤検討委員会による現状評価・課題
- ⑥今後の方向性（対応） について記載している。

2 自治基本条例アンケート結果 13

自治基本条例の認知度、市民参加機会の満足度について把握するため実施。

【調査方法】

無作為抽出した18歳以上の市民5,000名に郵送。

同時に、条例に関する課題等について把握し、今後の検証作業の参考とするため、アンケートの中で「自治基本条例に関するモニター」募集を行う。

3 自治基本条例に関するモニター アンケート結果 15

220名がモニターとして登録し、3回のアンケートにそれぞれEメールやFAX、郵送等の手段で回答いただく。回答結果は検討委員会の資料として活用。

(1) 第1回モニターアンケート結果 15

【内容】第7章「市民参加・協働の推進」

(2) 第2回モニターアンケート結果 27

【内容】第6章「情報共有の推進」、第7章「市民参加・協働の推進」

(3) 第3回モニターアンケート結果 41

【内容】モニター制度

検討委員会での意見集約結果(第6回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性 (対応)
<p>前文</p> <p>わたしたちは、豊かな流れの石狩川と原始の姿を今にとどめる森に囲まれたまち江別市に集いました。</p> <p>江別市は、屯田兵らによって開拓され、恵まれた自然を生かした農業やれんが産業、川を利用した物資流通の拠点として栄えてきました。今日ではやきもの文藝街としても知られ、また、道央圏において有数の文教都市として発展を遂げています。</p> <p>わたしたちは、先人が切り拓き守ってきた自然と、たゆまぬ努力と英知によって興し育ててきた産業や伝統、培われた文化を受け継ぎ、未来の世代へ引き継いでいかなければなりません。</p> <p>わたしたちは、江別市民憲章に掲げられた理念に沿って、命をはぐむ水と緑の大いなる自然と都市が調和しているこのまちの魅力を生かして、教養ある文化のまちを目指し、お互いを尊重し、支え合う地域社会を大切にす、人中心のまちづくりを進めていきます。</p> <p>ここにわたしたちは、江別市の市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、市民及び市それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、市民自治の意識の高揚を図りながら、かけがえのない愛する郷土、個性あふれるまちを創るため、江別市の最高規範として、この条例を制定します。</p>	<p>※赤字→検討委員会での検討項目</p> <p>条例制定時：付帯意見</p> <p>1 条例前文における江別市の歴史的な成り立ちについて市民周知を図るに当たっては、アイヌ民族をはじめ、北越植民社の方々など、屯田兵以外の先人が果たした役割・功績についても、逐条解説に盛り込むなど、十分に理解が得られるよう配慮されたい。また、条例第29条の規定に基づき、今後、条例の規定について見直しを行う際には、これらの点を考慮した条例前文の改正も含め、鋭意検討されたい。</p> <p>条例制定時：議会での意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 野幌原始林を想像させる表現が弱く、自然林の豊かさを示す表現を検討する必要があるのではないか。 	<p>条例制定時：議会での意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民投票条例、住民参加条例、議会基本条例などの具体化を早期に制定するスケジュールを希望。 <p>制定後</p> <p>①関連条例の策定</p> <p>◆H24年6月</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例検討委員会の議論結果を踏まえ、関連条例の制定について検討。 住民投票は、国の議論経過を踏まえる必要がある。 <p>②条例の啓発活動について</p> <p>◆H22年9月</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民に対しては、えべつコロナコミュニティス特別号を広報に折り込み配布したほか、講演会を開催。職員に対しては、普及・啓発はもとより、パブリックコメントや市民参加の促進など条例が求める理念や行政手法について徹底を図る。 	<p>・もっと簡潔にわかりやすいものにしてほしい。</p> <p>・全ての項目において「努め・・・」が多用されている。結果の判定が困難なもので可能な限り使用しないこと。</p> <p>・条例の全市民の認識を高め、よく理解できるような方法等を検討してほしい。</p> <p>・条文・解説はわかりやすく。</p> <p>・市はこの条例に対して何ができるか提示し、市民はこの条例に沿って何が出来るか、地域のために何が出来るか検討し実行に向けていく。</p> <p>・条文としての体裁は良いが、推進の具休策を展開させてほしい。</p>	<p>○：課題なし △：条文の見直しは必要ないが、解説の見直しが必要 ▲：具体的な取り組みの検討</p> <p>△ 全体 市民が身近に感じるための条文または解説の見直しが必要である。</p> <p>▲ 全体 条例自体の認知度が低い。</p> <p>▲ 全体 職員の認知度の向上も必要。</p> <p>△ 全体 より分かりやすく、具体的な解説の検討が必要。</p> <p>▲ 全体 情報発信の手法として、インターネットは高齢者が使用できない場合が多いので、その他の有用な手法が必要である。</p> <p>△ 全体 「絵で見る江別市予算案」は非常に分かりやすい。条例の解説にイラストなどをを用い読み手に取って見やすくする工夫をするると認知度が上がるのではないかと。</p> <p>▲ 全体 条例に興味を持ってもらうために、条例に基づいて行った面白い取り組みについての情報を発信すると効果的である。</p> <p>▲ 全体 防災訓練を始め、ありきたりのスタイルだけでは地域全体に適切な対応はできない。基本は個別の地域の部分の意識であり、自分達で具体的な対策を立て実践していくことが大切であり必要である。</p>	<p>・条例の認知度を上げる取り組みが必要。</p> <p>△解説の見直し</p> <p>・イラストを使用するなど市民がわかりやすい解説、具体的な解説について検討。</p>

検討委員会での意見集約結果(第6回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性 (対応)
<p>(目的) 第1条 この条例は、江別市の市民自治の基本理念及び基本原則並びに自治運営の基本的な事項を定め、市民の信託に基づく議会及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市民自らが考え、行動する、市民自治を実現することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。 (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (3) 市議会及び市長等をいう。 (4) まちづくり 暮らしやすく、魅力あるまちを実現するためのすべての公共的な活動をいう。 (5) 協働 市民及び市が、それぞれの役割及び責任を理解し、互いに尊重しながら協力して取り組むことをいう。</p> <p>(市民自治の基本理念) 第3条 市民一人ひとりが自治の主役として、市政に関する情報を共有し、自らの責任において主体的に考え、積極的にまちづくりに参加及び協働しながら、より良いまちづくりを推進することを市民自治の基本理念とする。</p> <p>(市民自治の基本原則) 第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、市民自治を実現するものとする。 (1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。 (2) 市民参加・協働の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加及び協働を進め、市は、それを尊重すること。 (3) 信託と責任の原則 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うこと。</p>		<p>条例制定時：議会での意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の定義を細分化すべきであり、解説において記載することを求める。 <p>条例制定時：議会での意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 「信託」という言葉が、市民と市の関係について適切かどうか研究すべき課題である。 <p>制定後</p> <p>① 基本原則を推し進めるための具体的な施策の実施について。</p> <p>◆ H22年9月</p> <ul style="list-style-type: none"> 積極的な普及啓発のほか、予算編成過程に市民の声を反映する仕組みの導入やパブリックコメント要綱を制定した。また、情報提供の手段として定例記者会見の再開、携帯電話での市政情報の提供や市議会常任委員会へ提出した資料の閲覧・複写など、様々な場面で市民への情報提供や市民参加・市民協働の促進に努めてきた。 			

検討委員会での意見集約結果(第6回まで)

江別市自治基本条例	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性 (対応)																				
<p>(この条例の位置付け) 第5条 この条例は、江別市の自治の基本を定める最高規範であり、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>2 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の解釈及び運用に当たっては、この条例の規定との整合を図らなければならない。</p> <p>第2章 市民</p> <p>(市民の権利) 第6条 市民は、市政に関する情報について知る権利を有する。 2 市民は、市政に参加する権利を有する。 3 市民は、まちづくりに関する意見を表明し、提案する権利を有する。</p> <p>(市民の責務) 第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、互いの活動の自主性及び自立性を尊重し、協力しながら市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。 2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。 3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。</p>	<p>制定後 ①他の条例等の整合性について ◆H22年3月 ◆H24年6月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例制定以降は、自治基本条例の趣旨に基づき市政執行方針、予算編成方針や計画等の策定を行っている。 ・市民意見募集や出前講座、行政評価外部評価などにも取り組んでいる。 ・条例等の制定、改正の際にも条例の趣旨に基づいて整合性が図られている。 <p>条例制定時：議会での意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の権利が極めて漠然としたものとなっていた。具体的に規定することが大事。 <p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりアンケート調査への回答 ・パブリックコメントへの意見提出 <table border="0"> <tr> <td>H22年度</td> <td>案件 6件</td> <td>17人</td> <td>34件</td> </tr> <tr> <td>H23年度</td> <td>案件 8件</td> <td>44人</td> <td>135件</td> </tr> </table> <p>→ 条例等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江別市パブリックコメント手続要綱 <p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の利用による情報の取得 <table border="0"> <tr> <td>H23年度</td> <td>68メニュー</td> <td>32回</td> <td>1,230人</td> </tr> <tr> <td>他防災関連</td> <td>77回</td> <td>4,295人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>74メニュー</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>→ 条例等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江別市出前講座実施要綱 <p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練や避難所運営訓練等への参加 	H22年度	案件 6件	17人	34件	H23年度	案件 8件	44人	135件	H23年度	68メニュー	32回	1,230人	他防災関連	77回	4,295人		H24年度	74メニュー			<p>・自分の意見が反映されて豊かなまちななるのが理想。 ・市民が積極的にまちづくりに参加し、地元をもっと誇れるような環境を整えてほしい。</p> <p>△</p> <p>・市の公開する情報は生活にとって必要となるものが多く、市民の生活に密着していると思うので、重点的に検討できたら良いと思う。 ・市政情報を知る手法や意見を表明し、提案する手法について具体的な例示が必要。</p> <p>△</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の責任ある声を広く集めた結果、反映された事例のPR活動を検討してほしい。 ・市民の責務、自治体に協力しなければならぬことなどを各家庭まで浸透させる必要があるのではないか。 ・個々の市民自らが考えて行動できるような方向にもっていく必要がある。 ・市民に対してのみ、「自らの発言及び行動に責任を持つものとする」という強制的表現をするのが納得できない。 <p>▲</p>	<p>第2章4大学があることが市の大きな特徴となっているため、条文あるいは解説にあえて「大学生」という表現を加え、より多くの学生のまちづくりにへの参加を図る。</p> <p>△</p> <p>第2章各条文の解説とは別に、この条例内で学生はどのように位置づけられているか、どの条文に関係するのかというものを総合的にまとめる解説やPR冊子を作成する必要があり、それを作成することにより市職員の条例への再認識も図られる。(対象は学生だけに限らず)</p> <p>▲</p> <p>第2章条例で規定されている住民以外の市民に市民であることをよりPRし、まちづくりの担い手であること、また条例自体の内容について、より周知を図る必要がある。</p>	<p>△解説の見直し ・市民協働をどのようにするか解説やQ&Aなどで具体的な手段を伝える。</p> <p>▲具体的な取り組みの検討 ・協働でまちづくりを進める具体的なルールの整備。</p>
H22年度	案件 6件	17人	34件																					
H23年度	案件 8件	44人	135件																					
H23年度	68メニュー	32回	1,230人																					
他防災関連	77回	4,295人																						
H24年度	74メニュー																							

検討委員会での意見集約結果(第6回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性 (対応)
<p>(事業者の責務) 第8条 事業者は、地域社会を構成する市民の一員としての社会的役割を認識し、地域社会との調和を図りながら市民自治のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする</p> <p>第3章 議会及び議員</p> <p>(議会の役割と責務) 第9条 議会は、選挙により信託を受けた議員によって構成される議決機関であり、本市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視及びけん制し、市民の意思を政策形成に反映させるものとする。</p> <p>2 議会は、まちづくりの課題を明らかにし、審議の過程その他議会の活動に関する情報を市民に提供し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>(議員の責務) 第10条 議員は、市民の信託に応え、総合的視点に立ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。</p> <p>2 議員は、広く市民の声を聴くことにより市民の意思を把握し、これを政策形成に反映させるよう努めなければならない。</p> <p>3 議員は、自らの活動及び議会の活動を市民に分かりやすく説明し、情報提供に努めなければならない。</p> <p>4 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、積極的に調査研究に努めなければならない。</p>	<p>・江別市におけるマイバックス等持参促進及びレジ袋削減に関する協定を6社及び市民活動団体と締結 (H20)</p> <p>・議会だよりによる情報提供 (S60～)</p> <p>・議会ホームページの開設 (H15～)</p> <p>・委員会傍聴者に対する資料の提供 (閲覧用) (H24 第2回定例会～)</p> <p>・議会内の改革を進める議会基本条例を検討中</p> <p>・一般質問における一問一答方式の導入 (H24 第2回定例会～)</p>	<p>制定後 ①議会への市民参加が不可欠ではないか。</p> <p>◆H23年3月</p> <p>・様々な手法により市民が参加しやすい環境づくりに努めることが望ましい。</p>	<p>・個人事業者にも、江別市民であるとの自覚を促す方策をとってもらいたい。</p> <p>・議員、委員の発言、理事者側の答弁要旨の公開・縦覧、市民提案事項の検討結果の内容公開・縦覧等の検討。</p> <p>・自治会の活用によって、議員数を1/3程度に減らすことを提案する。江別市全体を見られる議員(地区ではなく)がいて、予算の執行が適切かが見られればそれが良い。</p> <p>・市民の意見を吸い上げ、議論し、まちづくりをするためには、市民が市政に参加する仕組みをわかりやすく情報提供することが必要。</p>	<p>▲ 第3章 議員や議会の活動が見えないので、より多くの情報発信が必要である。</p> <p>▲ 第3章 現在検討中の議会基本条例との文言の整合性を図る必要がある。</p> <p>○ 第3章 議会基本条例(案)との齟齬はないと考ええる。</p> <p>▲ 第3章 議会基本条例(案)の解説に自治基本条例を紹介するような解説がある。自治基本条例の解説にも議会基本条例を紹介する解説を示すと、上手くお互いを紹介でき、いずれの条例にも目を通してもらえることが期待される。</p> <p>▲ 第10条 地域との活発な情報共有の場が必要。また、その場へ参加できることについての情報提供もより積極的に行う必要がある。</p>	<p>▲ 具体的な取り組みの検討</p> <p>・議会基本条例制定後は、本条例との関わりがわかるように解説に記載するとお互いの認知度が上がる。</p>

検討委員会での意見集約結果(第6回まで)

江別市自治基本条例 第4章 市長及び職員	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性 (対応)
<p>(市長の役割と責務)</p> <p>第11条 市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として、この条例を遵守し、市民自治のまちづくりを推進しなければならない。</p> <p>2 市長は、公平かつ誠実な行政運営を行わなければならない。</p> <p>3 市長は、市政に関する情報を市民に分かりやすく説明しなければならない。</p> <p>4 市長は、補助機関である職員の能力向上を図るとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない。</p> <p>(職員の役割と責務)</p> <p>第12条 職員は、この条例を遵守し、市民の視点に立って公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、市民自治によるまちづくりを推進するたために必要な能力の向上に努めなければならない。</p>	<p>・研修テーマとして新人職員研修、政策形成、政策法務基礎研修の実施</p> <p>・職員への啓発（自治基本条例のDB化・啓発記事掲載）</p> <p>・職員向け研修会の開催（H21年度 46人）</p> <p>→条例審</p> <p>・無作為抽出の市民委員40名による新計画の内容を検討</p> <p>・えべつみらい市民会議設置要綱</p> <p>・まちづくり市民アンケート及び行政評価による進行管理及び公表（H16～）</p> <p>〔 H22年度 回答率36.4% H24年度 回答率30.8% 〕</p> <p>・予算編成方針の公表、予算編成に対するパブリックコメント（H21～）</p> <p>・「絵で見る江別市予算案」をHPで公表（H21～）</p> <p>・年1回、「財政の現状と課題」の公表（H21以前から）</p>	<p>制定後</p> <p>①情報共有と市民参加を推進するため の職員研修について</p> <p>◆H22年3月</p> <p>◆H23年3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実務的な解説を随時掲載しているほか、各種会議で周知。 ・研修会の開催。 ・職員が常に市民の目線に立ち、仕事に対するやりがいと充実感を維持・向上させる意識を持つことが重要。 ・職員の能力向上に努める。 	<p>△ 市長の公約に対して、各部署の推進や達成状況を市民に知らせるような条文を作ってほしい。</p> <p>▲</p> <p>・市長等と職員等との役割や責任分担等がわからない。</p> <p>・市民には多様な分野で活躍されている方も多いので、課長や係長などの担当者と同じ年齢の市民がフランクに（喧々譁々ではなく）話し合える場があってもいいと思う。お互いの立場を尊重し合って知恵を出し合うことは、距離感が縮まり市役所が近くなる。</p> <p>・必要に応じてではなく、常に見直しを検討し、対応を速くすることが大事。</p>	<p>第4章市長や職員自身もより条例の理解を深め、実際の行政運営や職務にあたる必要があることを解説に盛り込むことが必要である。</p> <p>第4章あらためて職員も市民であることを意識させる必要がある。</p>	<p>△解説の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の理解を深め、行政運営にあたる必要があることを記載 <p>▲具体的な取り組みの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらためて職員も市民であることを意識させる必要がある。
<p>第5章 行政運営</p> <p>(総合計画)</p> <p>第13条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。</p> <p>2 市は、総合計画を策定するに当たっては、多くの市民意見を反映させるため、必要な情報提供に努めるとともに、市民参加を積極的に進めるものとする。</p> <p>3 市は、総合計画の達成目標を明らかにするとともに、その内容及び進行状況に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。</p> <p>4 市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <p>(財政運営)</p> <p>第14条 市長は、財政の状況を的確に把握し、予算の編成に当たっては、総合計画及び行政評価の結果を反映させることにより、将来的な財政見通しに立った健全な財政運営に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算及び決算に係る情報を市民に分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。</p>					

検討委員会での意見集約結果(第6回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性 (対応)
<p>(行政評価) 第15条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するものとする。 2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。</p> <p>(政策法務) 第16条 市は、自主的な政策活動を推進するため、必要に応じて条例、規則等の制定及び改廃を行うとともに、法令等の調査研究を重ね、主体的かつ適正な解釈に努めなければならない。</p> <p>(危機管理・防災) 第17条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、情報の収集及び提供並びに必要な対策を実行できる体制の整備に努めなければならない。 2 市長等は、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に備え、市民、事業者及び関係機関との連携及び協力を図るよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策及び事務事業の評価を実施し、公表(H16～) ・ 江別市行政評価外部評価委員会を設置し、市民の目線による外部評価の仕組みを導入(H22～) → 条例等 ・ 行政改革推進計画 ・ 江別市行政評価外部評価委員会設置要綱 ・ 政策法務基礎研修を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練や避難所運営訓練等の実施 ・ 災害対応物品の整備 → 条例等 ・ 地域防災計画 ・ 応急給水訓練の実施 → 条例等 ・ 水道維持管理指針 ・ 北海道下水道対策会議への参加 → 条例等 ・ 北海道下水道災害会議設置要綱 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続条例に規定 (H10年施行) → 条例等 ・ 江別市行政手続条例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部通報及び外部通報受付窓口を設置(H20～) → 条例等 ・ 江別市職員等からの公益通報に関する要綱 ・ 江別市外部労働者からの公益通報に関する要綱 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的かつ効率的な行政運営を行うため計画(Plan)、実行(Do)、評価(See)のSeeの部分を Check (点検) の方がより真剣さが伝わる。その後、Act (改善) して、計画を立てると言うサイクルだと、より民意が反映できるのではないか。 	<p>▲ 第17条 各自治会の防災訓練などを他の自治会へ周知し公開することで、情報共有を図ることが必要である。</p> <p>▲ 第17条 危機意識を常に持ち続けることが大事であり、そういう機会をつくることも大切である。</p> <p>▲ 第17条 高齢化、テナントが多い地域は、実際に災害が起きた時にどれ位の人数が動くことができるのかを把握し、情報共有することが必要である。</p>	<p>▲ 具体的な取り組みの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災についての情報共有を図ることが必要。

検討委員会での意見集約結果(第6回まで)

江別市自治基本条例 第6章 情報共有の推進	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性 (対応)
<p>(情報共有)</p> <p>第21条 市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するため、速やかに、かつ、分かりやすく情報提供するとともに、制度及び体制の充実に努めるものとする。</p> <p>2 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、速やかに、かつ、誠実に対応するとともに、市民と情報を共有するため、必要に応じてその対応状況を公表するよう努めなければならない。</p> <p>3 市民は、まちづくりに関する情報を共有するため、これに対する関心を高め、必要な情報の収集に努めるものとする。</p>	<p>・江別市公式HPの改修・充実(H22・H23)、携帯電話サイト運用開始(H22～)</p> <p>・広報えべつ等の発行</p> <p>→ 出前講座などによる情報提供</p> <p>→ 条例等</p> <p>・江別市出前講座実施要綱</p> <p>・リーフレットやパンフレットの発行</p> <p>・市民が傍聴できる会議等をHPで公表</p>	<p>制定後</p> <p>①情報提供、共有に係る審議会等の資料配布について</p> <p>◆H22年9月</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年7月に標準的な取扱いを定めた。今後とも庁内に周知徹底を図るとともにさらなる充実に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会を通してわかりやすく、見やすい広報を希望する。 ホームページの情報を増やすなどして閲覧しやすくする。 フリーパーパーに載せる。 防災スピーカーなどで呼びかけの。 ポスト投函など、自治体に頼らない情報の提供。 情報公開コーナーが分かりづらい。PRを積極的にする。 主婦が買物をするスーパー等に情報公開コーナー等があると便利。 理解しやすい言葉での表現。 必要な情報にスポットを当てた情報発信。 情報入手するための方法・手段の周知。 市民の代表である議員がどのような活動をしているのか一度議会を見学し知識を高めるの必要。 	<p>▲ 第6章 行政情報だけでなく、緊急性の高い災害などの情報共有が求められる。</p> <p>▲ 第6章 「絵で見る江別市予算案」のように、提供する情報はより分かりやすくするための配慮が必要である。そうすることとで中身を理解され、意見が出しやすくなる。</p> <p>▲ 第6章 現状の情報公開制度は複雑ではないが、情報提供の充実と仕組みの整理を必要とする。</p> <p>▲ 第6章 適切な保護を図りながら必要な情報を得られるようにという意味では途上の部分もあるので、常に市民ニーズに適合するより良い方法を工夫する必要がある。</p> <p>▲ 第6章 情報共有のために自治会の活動の中で上手く情報発信できるとよい。</p>	<p>▲ 具体的な取り組みの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 提供する情報を、よりわかりやすくするための配慮など、情報提供の充実と仕組みの整理が必要。 自治会活動の中で情報発信するなど、常に市民ニーズに適合するよりよい方法を工夫する必要がある。
	<p>・情報公開条例に規定(H8年施行)、運用</p> <p>→ 条例等</p> <p>・H22年度 23件</p> <p>・H23年度 19件</p> <p>・江別市情報公開条例</p> <p>・審議会等に関する会議の公開</p>	<p>・「江別市情報公開条例」は、あまりにも複雑でわかりづらい。わかりやすく、市民に馴染むように第22条で定めてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 請求の仕方の簡素化を望む。 制度がわからないので、適正に公開されているのかわからない。 公開する内容の質の向上。 日曜日のみ休日の市民は情報入手が困難である。 			

検討委員会での意見集約結果(第6回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性 (対応)
<p>(個人情報の保護) 第23条 市は、個人情報の収集、利用、提供、管理等を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民に対し適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2. 個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 市民参加・協働の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護条例 (H14年施行) → 条例等 江別市個人情報保護条例 情報セキュリティ監査として外部業者に委託し、個人情報の取扱いなどを注意啓発 → 条例等 情報セキュリティ基本方針 情報セキュリティ対策基準 		<ul style="list-style-type: none"> 制度がわからないので、適正に個人情報保護が保護されているのかわからない。 過度な個人情報の保護は役所の機能を硬直化させる。 コミュニティの安心・安全を守るための情報共有を図るうえからも縛りが強いと弊害となる。 <p style="text-align: center;">▲</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の意見が反映され、他の市町村から見ても魅力ある町にし、新しい世代が住みやすい街にしてほしい。 市民参加を拡大するために、もっとPRが必要。 <p style="text-align: center;">▲</p>	<p>第7章市民はすでに自治会活動等で市民参加や市民協働を行っているが、それが自治基本条例に基づいて行われている活動だという認識はない。何か情報発信するたびに条文についての一ロメモなどを記載するなど、こまめで継続的な条例のアップデートが必要である。</p> <p>第7章市民参加条例、市民協働条例について条例化すべきかどうかの検討を進め、条例化すべきという提言をするならば盛り込むべき一定の内容を検討する必要がある。</p> <p>第7章条例に基づいた様々な取り組みはあるのだが、情報提供が不十分であるため、市民参加が浸透していない。</p> <p>第7章自治基本条例を改正しないという検討結果から市民参加・市民協働の条例制定化についても変更はない。ただ、無理に制定しても意味がないので、今後は制定に向けた取り組みを進めることが必要である。</p> <p>第7章自治基本条例の認知度の向上や情報提供の充実など、さらなる取り組みの推進が条例制定に向けて求められる。</p> <p>第7章協働についての既存ルールの洗い出しや整備、その内容についての検討作業が求められる。行政サイド、市民サイドの両面からの調整を図りながら条例化できる段階まで進めていくことが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 具体的な取り組みの検討 ・ 情報発信のたびに一ロメモを記載するなど継続的な条例のアップデートが必要。 ・ 市民参加条例、協働条例ともに条例化すべきかどうかの検討が必要。 ・ 参加手段のPRと意見を出しやすい仕組みの検討。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参加、協働条例とともに条例化することが、まずは制定に向けた様々な取り組みを進めることが必要。 ・ 情報提供の充実や仕組みの整備を進め、調整を図りながら条例化できる段階まで進めていくことが必要。

検討委員会での意見集約結果(第6回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性 (対応)
<p>(市民参加の推進) 第24条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するため、制度の充実を図るものとする。 2 市は、政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。 3 市は、市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等によって市民が不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。 4 市長等は、広く市民の意見を聴き、その意見を反映させるための仕組みづくりに努めなければならない。 5 市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>・パブリックコメント手続要綱の制定・運用 (H22～) → 条例審 ・江別市パブリックコメント手続要綱 ・付属機関等における公募委員の導入 (H23年度 12.5% H24年度 12.2%) ・アンケートの実施 ・市民説明会の実施 ・市民参加による公園づくり事業 (H15～)</p>	<p>条例制定時：付帯意見 2 条例第24条第5項に規定する市民参加に関する条例の制定に向け、可及的速やかに全庁的な要綱づくりなどを進められたい。 制定後 ①市民参加条例の制定について ◆H21年9月 ◆H22年3月 ◆H23年3月 ◆H23年12月 ・自治基本条例制定をPRし、認識しただけが重要。 ・関連条例や仕組みづくり、市民意見の反映についての検討。 ・市民の機運や意識の高まりを見極めながら検討。 ●条例を検証する中で、方向性を明らかにしたい。 ②市民参加の手法について ◆H22年3月 ◆H22年9月 ◆H23年3月 ◆H23年6月 ・パブリックコメント要綱の策定。 ・市民委員の公募に際して、無作為抽出の手法を導入している自治体の実態把握に努めるなどの研究。 ●検証作業をすす中で、市民参加しやすい手法を検討。</p>	<p>・各種委員会の委員を一定数立候補、推薦制度を設け、選任に当たっては、選任委員会を設け選任する等はいかがか。 ・広い意見をどんなルールで反映させるかについて深く検討してほしい。どんな意見があり、どういう考えで一つの意見にまとめるのが重要で、そのプロセスを市民が理解しやすいように発信し、その後、具体的に市政がどう動いたのかを示す必要がある。 ～見直してほしい点～ ・条文に関しての疑問点や見直ししてほしい点は、特にならない。 文言の整理について ・あやふやな表現が多い。 ・方法が記されていないため、具体化しづらい。 ・もつとわかりやすく理解の出来る言葉を使ってほしい。 条例・仕組み・手法 ・条例を具体化するための規則や細則など、仕組みづくりが必要。 ・「別に条例で定める」がない。 ・理念は申し分ないが、具体的にどう進めていくかわからない。 ・市民参加の方法を広く周知する。 ・市が直接個人と対話するような方策が必要。 ・学生に江別を知ってもらう機会を増やす。 ・学生からの要望・意見を発表させる機会を設ける。 ・個人あるいは団体に支援をすることにより、良い意見がでるのではないか。 条文の追加 ・第3項に「地域」を加える。 ・第3項に「職業」を加える。 ・説明文でも良いが、町内会の活用について明記し、具体的な活用方法等について検討する。 ・市民参加の必要事項や市民意見の反映など、具体的な方法を条例に定める。</p>	<p>第7章 自治会活動などの地域活動団体の重要性や役割を認識し、足元から市民参加によるまちづくりを推進していく必要がある。 第7章 まちづくりの基盤となるコミュニケーションの醸成や育成が求められる。 第24条 パブリックコメント制度や出前講座などの情報共有の手段を市から積極的にPRする必要がある。 第24条第2項 パブリックコメント制度の意見提出の方法について、より意見を出しやすい仕組みの検討が必要である。</p>	<p>・自治会活動などの重要性や役割を認識し、足元から市民参加によるまちづくりを推進することが必要。</p>

検討委員会での意見集約結果(第6回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性 (対応)
<p>(市民協働の推進) 第25条 市民及び市は、協働のまちづくりを推進するための環境づくりに努めなければならない。 2 市は、市民のまちづくり活動における自主性及び自立性を尊重し、必要な制度の整備を行うものとする。 3 市は、市民が協働のまちづくりに参加しないことにより、不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。 4 市民協働の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>・自治会活動への支援 ・江別市と自治会やNPO、市民活動団体または企業等との協働事業 [協働事例 H22：127件 H23：139件] ・協働のまちづくり活動支援事業 [実施事業件数 H22：5団体 H23：5団体] ・市民活動活性化促進事業 [実施件数 H22：3件 H23：3件]</p>	<p>制定後 ①市民の活動を広げ、サポートしていく方針について ◆H22年3月 ◆H22年6月 ・啓発を行う。 ・参加しやすい環境づくり。 ・江別市民活動センターとの連携の下で、市民のまちづくりへの取り組みをサポートする。 ・既存支援事業の拡大など、主体的な取り組みをしようとする団体の支援。 ・自治会をはじめとした市民団体や市民活動団体へ運営面で支援するほか、情報提供や研修会など様々な支援により市民活動の拡大と活性化を図りたい。</p> <p>②取り組みの検証と課題について ◆H22年6月 ・庁内での情報と認識の共有化。 ・平成14年度に指摘された課題は大きく改善され、日々検証を行いながら取り組みを進めていく。</p> <p>③協働条例について ◆H22年9月 ・条例や協働のまちづくりの取り組みを評価・点検していくとともに、地域主権改革の動向にも注視しながら、制定時期などについて検討。</p>	<p>・江別には優位な人材がたくさんいる。隠れた人材を発掘し、登録・活用する制度を検討してほしい。出前講座講師として等、活用方法はいろいろあるかと思う。 ・まちづくり活動に参加するには時間の都合が重要なポイント。江別市民は江別市以外で働く人が多く住んでいるので、平日の会合や行事はなかなか難しい。 ・まちづくり活動に子育て世代が多数参加できる日時の希望をアンケートで求める必要がある。 ・行動を起こすときは「動機」や「きっかけ」は重要である。参加者が増えるような工夫が必要。</p>	<p>▲ 第8章 これから何度か住民投票が行われた結果やプロセスを踏まえたいうえで、常設型というものも将来視野に入ってくると思われる。</p>	
<p>(住民投票) 第26条 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、住民投票を行うことができる。 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 3 住民投票を実施しようとするときは、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。</p>	<p>条例制定時：議会での意見 ①常設型の住民投票の手法を盛り込むことを模索すべき。 ②それぞれの事案に応じて規定することとは評価する。他の自治体の先進事例や問題点を研究し、在り方を検討すべき。</p> <p>制定後 ①住民投票の拡充について ◆H23年3月 ・二元代表制を基本としつつ、市民生活に重大な影響が及ぶ施策は、市民の声を直接確認する手段が必要。 ・法が改正された場合は、整合性を図っていく。</p>	<p>・市民生活に重大な影響を及ぼす恐れのある事案について、住民投票で広く市民の声を聞くべきである。 ・想定される市政に関する重要事項について記述してはいかかがか。例えば、市町村合併・大規模な企業などの誘致等は住民投票の必須施策とする。</p>	<p>・市民生活に重大な影響を及ぼす恐れのある事案について、住民投票で広く市民の声を聞くべきである。 ・想定される市政に関する重要事項について記述してはいかかがか。例えば、市町村合併・大規模な企業などの誘致等は住民投票の必須施策とする。</p>	<p>▲ 第8章 これから何度か住民投票が行われた結果やプロセスを踏まえたいうえで、常設型というものも将来視野に入ってくると思われる。</p>	

第8章 住民投票

検討委員会での意見集約結果(第6回まで)

江別市自治基本条例	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性 (対応)
<p>第9章 他の自治体等との連携及び協力</p> <p>(他の自治体等との連携及び協力) 第27条 市は、共通するまちづくりの課題を解決するため、広く他の自治体及び関係機関と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。 2 市は、政策を実施するため必要があるときは、北海道及び国と連携を図りながら協力するとともに、北海道及び国に対して適切な措置を講ずるよう提案するものとする。</p> <p>第10章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価</p> <p>(市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価) 第28条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかについて評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備するよう努めなければならない。 2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p>	<p>主な取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌広域圏組合による事業連携 市内大学、食品加工研究センターとの連携 (食・健康・情報) 地域医療連携、病院経営連携 大学連携事業 (地域活性化と産学官連携体制の強化) <ul style="list-style-type: none"> 大学連携調査研究事業 <ul style="list-style-type: none"> H23年度 3 事業 H24年度 4 事業 大学連携学生地域活動支援事業 <ul style="list-style-type: none"> H23年度 2 事業 H24年度 2 事業 北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区を北海道や札幌市と連携して推進 	<p>市民の意見が適切に反映されるよう立してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民による検証等も必要ではないか。 町内会単位をどのように活性化させていくべきかの横の情報共有の仕掛けづくり等を充実させていくことも重要である。 <p>自治基本条例検討委員会の設置</p>	<p>第10章 評価のための情報について</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の生活は役所の中と違って、決して縦割りになっていない。今自分が抱えている問題が、どこの担当なのか分からず、誰に伝えていいのか分からない状況がよく生まれている。そのため総合的な窓口が一つあると市民も参加しやすい。また市民参加の情報を一覧で提供することにより自分の抱えている問題はこの意見できるとも随分違い、参加を促進させることとなる。 今後市民参加できる事業の実施時期、担当部署、内容を一覧的に整理したものが庁内のにも必要であり、作成のためには情報を一元的に管理する部署が必要である。その一覧が市民にとって有益であるのはもちろん、そのもと前に市役所の中で情報が押さえられるような体制作りが求められる。 <p>評価の方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政評価外部評価委員会や新総合計画策定のためのえべつ未来会議への市民委員の参加、市民モニターの試行など、これまでも市民による評価は実施されていた。 条文改正の必要はないが、より適切で有効な評価をできる仕組みについて色々工夫をして整備していく余地はまだある。 	<p>▲ 具体的な取り組みの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の一元的管理が必要であり、提供する情報は一覧等にすするなどの市民ニーズに適合した工夫が必要である。 <p>▲ 具体的な取り組みの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政評価外部評価委員会など市民による評価は実施されてきたが、より適切で有効な評価の仕組みの整備が必要である。

検討委員会での意見集約結果(第6回まで)

江別市自治基本条例 第11章 条例の見直し	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性 (対応)
<p>(条例の見直し) 第29条 市は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて見直しを行うものとする。</p>	<p>自治基本条例検討委員会において検証 → 条例等 ・江別市自治基本条例検討委員会設置要綱</p>	<p>制定後 ①条例の所期の目的を達成しているかどうかの確認について。 ◆H24年6月 ・自治基本条例検討委員会の設置。 ・無作為抽出による市民アンケートを実施し、結果を検討作業で使用。 ・より具体的なアンケート調査に継続してご協力いただく市民モニターを募集。 ・庁内の調査結果についての検証。 ②成果と課題についての検証。 ◆H24年6月 ・予算や重要な計画を定める際の市民意見募集。 ・各審議会の資料や日程などの情報提供。 ・市民からの要望に応えた出前講座事業の拡充。 ・避難所運営訓練や災害図上訓練が地域で自主的に行われていること。 ・条例の趣旨を多くの市民に知っていただくことが重要。 ③制定時に議論になっていた前文の内容や市民参加条例の制定などについて。 ◆H24年6月 ●制定時に出されたご意見などもお知らせする中で、条例の規定全体について検討していただく予定。 ・市民アンケート結果や庁内の取り組み結果についてもお知らせする。 ④検討委員会が検討する内容について、市民が意見を言う方法はあるのか。 ◆H24年6月 ●手続き、進め方等については、検討委員会の中で検討していただきたい。</p>	<p>決まったことを何度も検討して、本当にそれでよいかと確認することは必要である。</p>		

自治基本条例アンケート結果 (5/8~6/7実施)

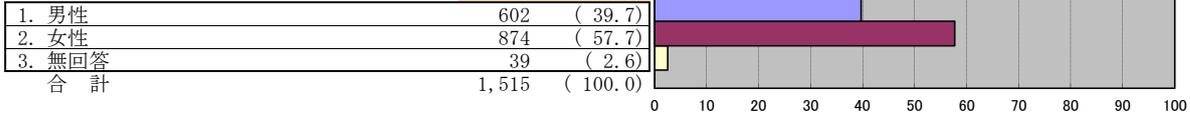
(H24クロス集計がラ)

回答率 30.3%

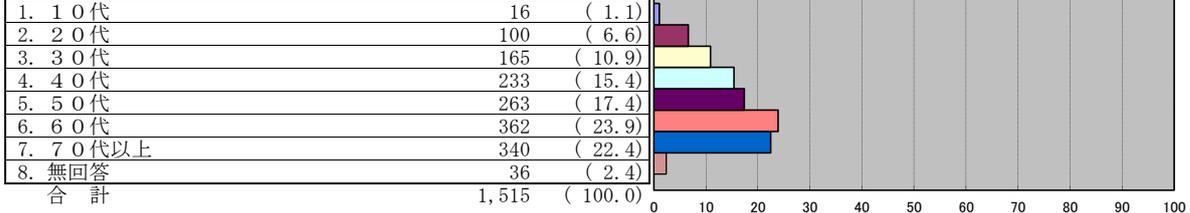
回答者数 1,515
対象者数 5,000

◆性別・年齢・職種に関する設問

●性別

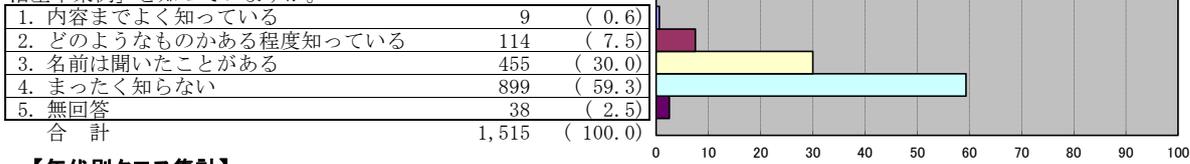


●年齢

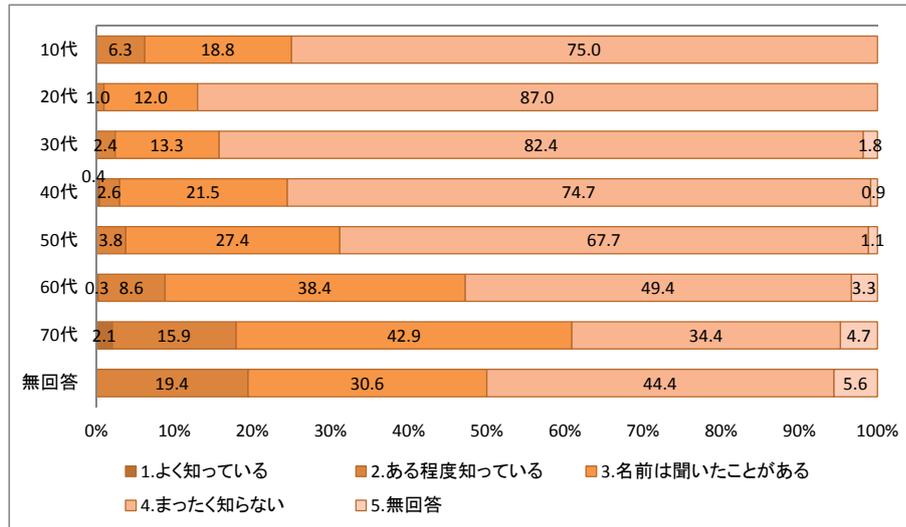


◆自治基本条例に関する設問

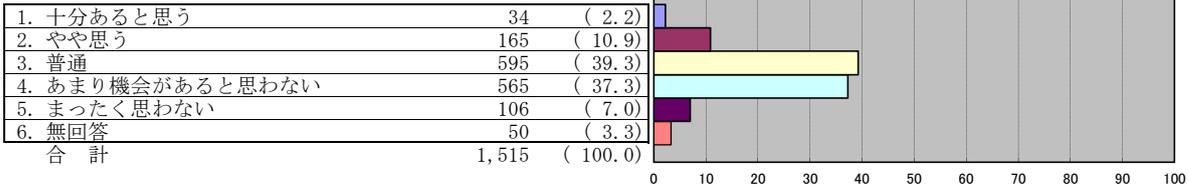
問3 市民自治の最高規範として、市民の手で作られた「江別市自治基本条例」を知っていますか。



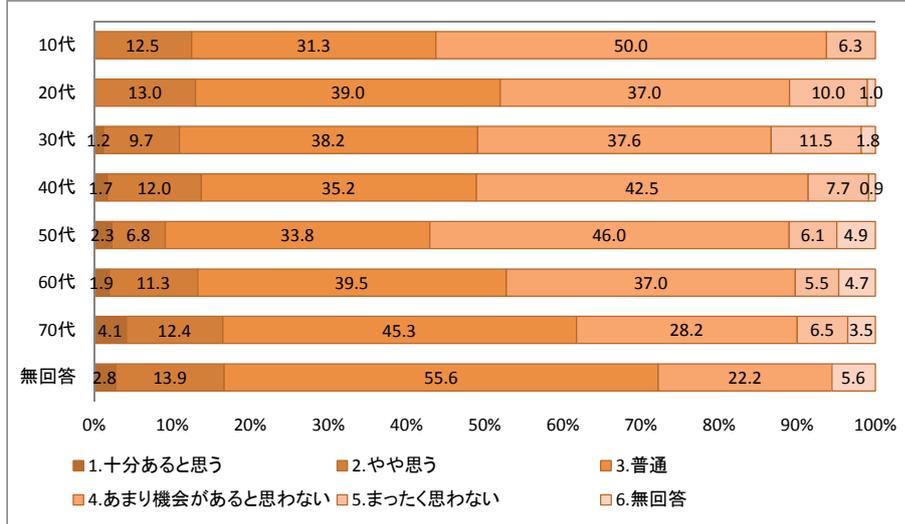
【年代別クロス集計】



問4 江別市は市民参加の機会が十分にあると思いますか。

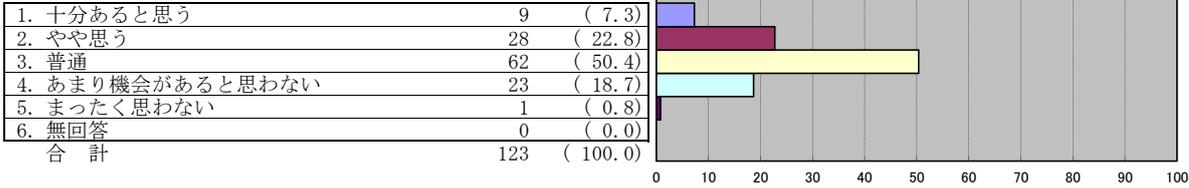


【年代別クロス集計】

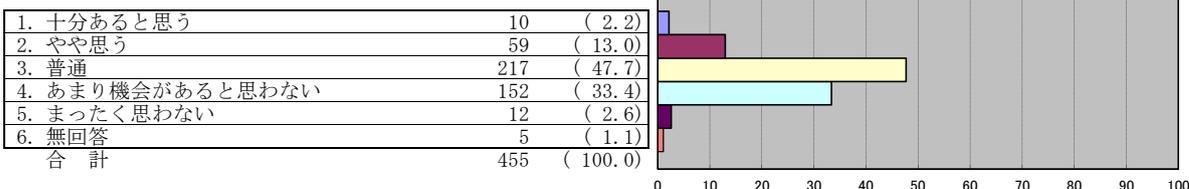


【問4回答分析】

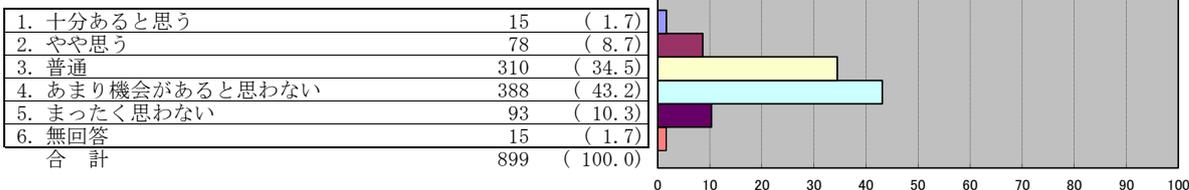
●問3で「1 内容までよく知っている」「2 どのようなものかある程度知っている」と回答した方



●問3で「3 名前は聞いたことがある」と回答した方

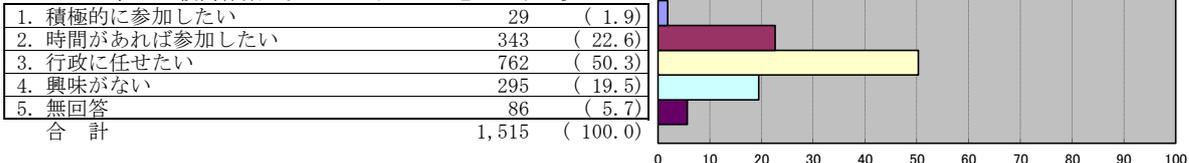


●問3で「4 まったく知らない」と回答した方



問5 自治基本条例の検討作業は、多くの市民の方々からご意見を
 いただいて進めたいと考えています。

あなたは、この検討作業に参加してみたいと思いますか。



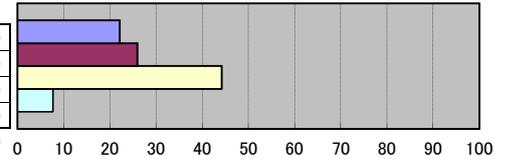
自治基本条例モニター
第1回アンケート結果（10/5～10/19実施）

（H24クロス集計）

回答率 47.27% 回答者数 104
対象者数 220

◆回答方法

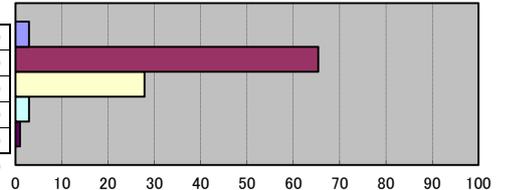
1. Eメール	23	(22.1)
2. F A X	27	(26.0)
3. 郵便	46	(44.2)
4. 持参	8	(7.7)
合計	104	(100.0)



◆パブリックコメント（意見公募）について、お聞きます。

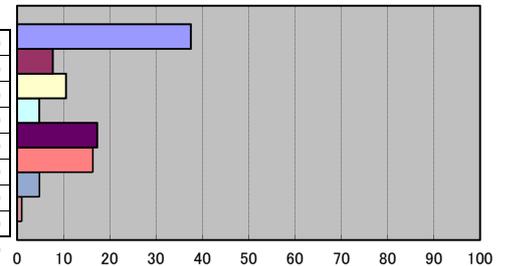
問1 あなたは、この制度を利用したことがありますか。

1. 利用したことがある	3	(2.9)
2. 利用したことがない	68	(65.4)
3. 利用したことはないが、今後利用してみたい	29	(27.9)
4. まったく知らない	3	(2.9)
5. 無回答	1	(1.0)
合計	104	(100.0)



問2 多くの市民に利用してもらうためには、何が重要だと思いますか。
（1つだけ）

1. 制度自体のPRを行う	39	(37.5)
2. 簡単に意見を出せるようにする	8	(7.7)
3. 意見の提出方法をわかりやすくする	11	(10.6)
4. 意見を出せる機会を増やす	5	(4.8)
5. 計画や方針の内容をわかりやすく知らせる	18	(17.3)
6. 提出した意見がどのように反映されるのか知らせる	17	(16.3)
7. その他	5	(4.8)
8. 無回答	1	(1.0)
合計	104	(100.0)



【その他意見】

●意見の求め方について

- ・現在、何が問題でどんな意見があり、意思決定に何を求めるか具体的に示す必要がある
- ・一般の人には何の意見を求めているのかわからない。
- ・自宅を構えて子育てをし、これからの江別に大きく関わる30代、40代でもわかりやすい言葉と見やすいページ作りをしてほしい。

●地域・自治会の活用

- ・江別は野幌・大麻と3地区になっているので、地域ごとに機会を設けるよう希望する。
- ・町内会の組織を活用して、意見を集約する。

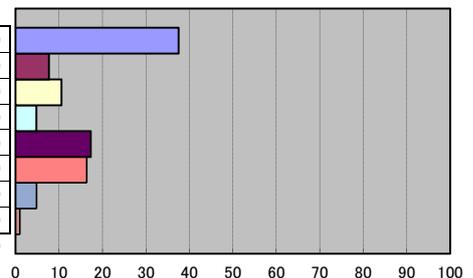
●PRIについて

- ・PRが不足しており、近所の人に聞いてもほとんどの人は知らない。現在のように広報に書いたから事足りるとするのは問題がある。

【問2回答分析】

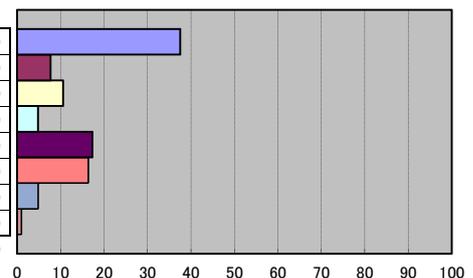
●問1で「2 利用したことがない」と回答した方

1. 制度自体のPRを行う	30	(28.8)
2. 簡単に意見を出せるようにする	5	(4.8)
3. 意見の提出方法をわかりやすくする	8	(7.7)
4. 意見を出せる機会を増やす	2	(1.9)
5. 計画や方針の内容をわかりやすく知らせる	10	(9.6)
6. 提出した意見がどのように反映されるのか知らせる	10	(9.6)
7. その他	3	(2.9)
8. 無回答	0	(0.0)
合計	68	(65.4)



●問1で「3 利用したことはないが、今後利用してみたい」と回答した方

1. 制度自体のPRを行う	7	(6.7)
2. 簡単に意見を出せるようにする	3	(2.9)
3. 意見の提出方法をわかりやすくする	3	(2.9)
4. 意見を出せる機会を増やす	3	(2.9)
5. 計画や方針の内容をわかりやすく知らせる	7	(6.7)
6. 提出した意見がどのように反映されるのか知らせる	5	(4.8)
7. その他	1	(1.0)
8. 無回答	0	(0.0)
合計	29	(27.9)

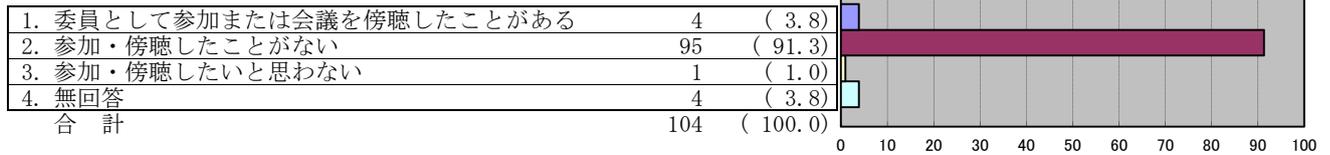


自治基本条例モニター
第1回アンケート結果（10/5～10/19実施）

（H24クロス集計）

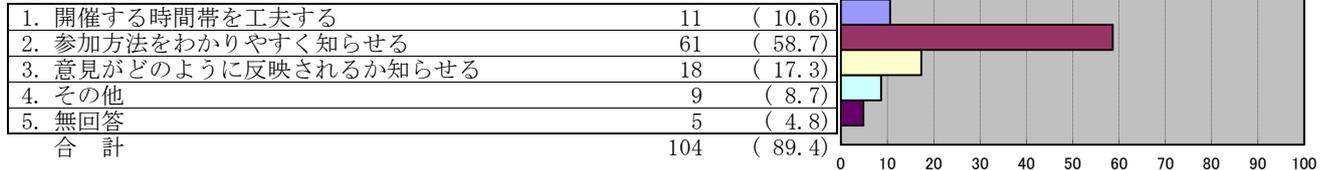
◆審議会について、お聞きます。

問3 あなたは、このような審議会などに参加したことがありますか。



問4 多くの市民に参加してもらうためには、何が必要だと思いますか。

（1つだけ）



【その他意見】

●審議会について

- ・委員に地域の一般市民を増やす。
- ・その分野に関心のある専門的な人材と関心はあるが専門でない人材と前もって内容を深めて頂き、論点を整理して一般市民の意見を聞くようにすることが重要と考える。
- ・もっと気軽に参加できる工夫が必要。
- ・委員会が何のために開催されるのかよくわからないので、広く告知する。
- ・ある地域に限定される課題には、好ましい参集範囲を知らせておくのが良いのではないか。
- ・地域主体で場所等を考えてみること。

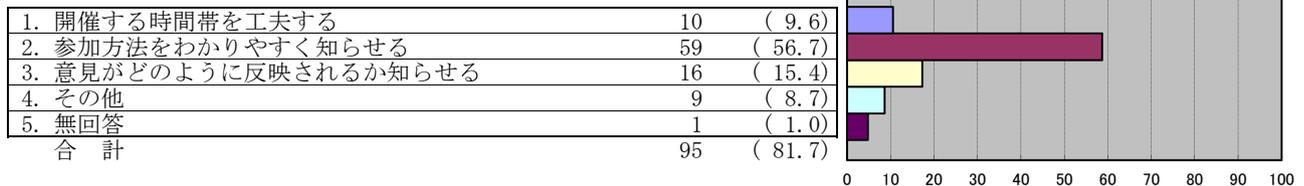
●PRIについて

- ・ホームページの他に広報や市の施設における公示等、多くの市民が開催の日時や会議内容を確認できる工夫が必要。
 - ・PRを幅広く行い、市民の目にとまりやすくするのも良いかと思う。
 - ・町内会の回覧で知らせる。
 - ・市の側からもっと積極的な働きかけが必要ではないか。
- 地域ごとの”集まり”は数多くあるはずであり、女性に興味を持ってもらえば、あとは口コミで広がると思う。

※PR不足については多くのご意見をいただきました。

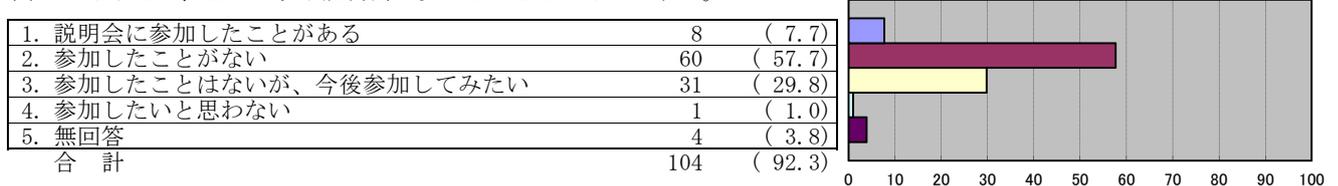
【問4回答分析】

●問3で「2 参加・傍聴したことがない」と回答した方

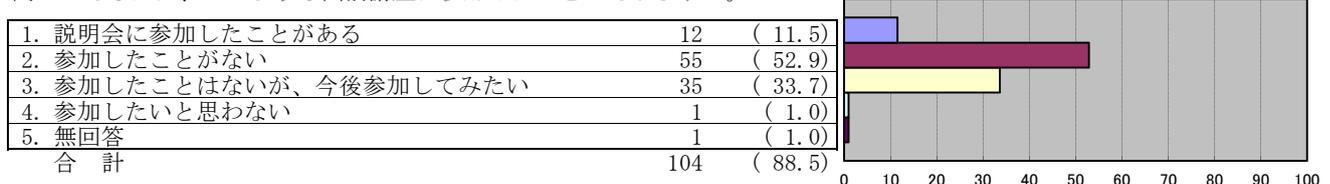


◆説明会・出前講座について、お聞きます。

問5 あなたは、このような説明会に参加したことがありますか。



問6 あなたは、このような出前講座に参加したことがありますか。



自治基本条例モニター
第1回アンケート結果（10/5～10/19実施）

（H24クロス集計）

◆見直しに関する項目について、お聞きします。

問7 第24条「市民参加の推進」の条文について、見直してほしい点があれば記入願います。

●**文言の整理について**

- ・「努める」や「配慮」などあやふやな表現が多く、特に第3項については、「不利益を受けないようにする」という断言する表現でいいのではないか。
- ・「努める」や「配慮」するを削除。
- ・第2項「させなければならない」第4項「仕組みづくりをしなければならない」を義務付けるべきではないか。
- ・方法が記されていないため、具体化しづらい内容となっている。例えば、○「○○や○○○、更には○○○の機会を積極的に設ける中において、広く市民の意見を聴き・・・」とすれば、企画・実行がより具体化されると思う。
- ・中学生でもわかる内容、理解できる言葉を使ってほしい。

●**具体化するため条例・仕組み等**

- ・条例を具体化するため、規則や催促が必要。
- ・意見を反映させるための仕組みづくりをどのように行うかを具体的に示すべきではないか。
- ・すべての条文に具体性がない。
- ・市民参加の具体的な手法を明示すると良い。
- ・市民参加を推進するための仕組みづくりが重要である。

●**追加事項**

- ・江別市は、江別・野幌・大麻と「地区」の意識が強すぎるように思うので、第3項に「地域」を加えてはどうか。
- ・説明文の中でも良いが、町内会の活用について明記し、具体的な活用方法等について検討する必要があると思う。
- ・第3項の項目に、「職業」も入れて欲しい。
- ・「別に条例で定める」の部分を即座にわかるように条例文にしてほしい。

※**その他、市民参加を推進するための手法について多くの意見をいただきました。**

- ・市民参加の具体的な方法を広く周知すべきである。
- ・市民の意見を吸い上げる施策がない。
- ・市民の意見を取り込み、反映させた成果を広く公開する。
- ・市民参加に当たっては、本条例第7条にあるように、良心と責任のある意見を集約することが必要。意見を聞く目的、分野によっては、市側が積極的に市民を選定し、委嘱する方法も考慮してはどうか。
- ・意見交換などの機会がわかるような広報をしてほしい。

問8 今後、検討委員会で、重点的に検討してもらいたいと考える項目及びその理由について、同封の「江別市自治基本条例（条文と解説）」の中から記入願います。

「自治基本条例モニター第1回アンケート集計（自由意見）」参照

問2 多くの市民に利用してもらうためには、何が重要だと思いますか。（1つだけ）

●意見の求め方について

・考え方は民主的で非常に良いと思いますが、一般の市民は論理的説明に不慣れで文句・不平に終わってしまう。現在、何が問題でどんな意見があり、意思決定に何を求めるか具体的に示す必要があります。

・広報10月号を読みました、「地方自治体施行令」を熟知している人向けの案内になっています。一般の人（私も）には何の意見を求めているのかわかりません。

・選択肢の2.3.5.6すべて重要。自宅を構えて子育てをして、これからの江別に大きく関わる30代、40代でもわかりやすい言葉と見やすいページ作りをしていただきたい。広報はよく見るのですが、全く目に入らない。

●地域・自治会の活用

・江別は野幌・大麻と3地区になっているので、地域ごとに機会を設けるよう希望します。

・町内会の組織を活用して、意見を集約する。

●PRについて

・PRが不足です。近所の人に聞いてもほとんどの人は知りません。現在のように広報に書いたから、事足りるとするのには問題があります。

・最近の風潮として、何でもカタカナ文字で記されることが多く、意味が分からないことがある。このような制度がある事すら知らない人が多いと思う。

●その他

・選択肢の1.6重要

問4 多くの市民に参加してもらうためには、何が重要だと思いますか。（1つだけ）

●審議会について

・学識経験者の名の基に片寄りがちだが地域の一般市民を増やす。

・審議の項目により、全く関連の無い分野では意見は出せません。従って、その分野に関心のある専門的な人材と関心はあるが専門でない人材と前もって内容を深めて頂き、論点を整理して一般市民の意見を聞くようにすることが重要と考えます。

・選択肢の1.2.3どれも重要。そしてもっと気軽に参加できる工夫が必要。

・その委員会が何のために開催されるのかよくわからない。

・何が問題としてあるかを広く告知する。

・ある地域に限定される課題には、好ましい参集範囲を知らせておくのが良いのではないかと。

・自分の住んでいる地域のことには興味を示すと思います。地域主体で場所等を考えること。

●PRについて

・ホームページの他に広報や市の施設における公示等、多くの市民が開催の日時や会議内容を確認できる工夫が必要。

自治基本条例モニター 第1回アンケート集計（自由意見）

- ・ホームページに知らせても、年寄りにはインターネットを利用してない。広報等でも内容等についてもっとPRして出席をうながすべきである。参加、傍聴を現在知らせていると言うのは形式的なものと感じ的に受け止めている物の方が多いと思われる。
- ・私の勉強不足もあると思いますが、PRを幅広く市民の目にとまりやすくするのも良いかと思えます。
- ・町内会の回覧で知らせる。
- ・審議会が傍聴できること自体知られていないと思うので、問2の解答同様、市の側からもっと積極的な働きかけが必要では？地域ごとの”集まり”は数多くあるはずですし、女性に興味を持ってもらえば、あとは口コミで広がると思えます。
- ・私も江別市民となって18年近くなるが、自治基本条例なる事項については実体としてその意義は関心がなかった。
- ・こんなにたくさんの審議会があるなんてこと、市民は知っているのでしょうか。
- ・この事を知らない人の方が多いと思う。各々が何をやるものなのかすら、わからない。

問7 第24条「市民参加の推進」の条文について、見直してほしい点があれば記入願います。

●文言の整理について

- ・「努める」や「配慮」というあやふやな表現が多い。特に第3項の場合は、こういったことでの不利益を市民が受けないようにするのが明らかで「配慮する」ではなく、「・・・受けないようにする」という断言する表現でいいのでは？
- ・市は～努め反映されているかどうか実施状況を市民に対してあきらかにすること(努力目標ではなく必ず実施)。環境、公園整備、フットパス造りなど。
- ・第1、2、4項の「努める」を削除。第3項の「配慮する」を削除。
- ・第2項「努めるものとする」は「させなければならない」、第4項の「仕組みづくりをしなければならない」を義務付けるべきではないかと考えます。
- ・第4項「・・・広く市民の意見を聴き、・・・」考え方は良いと思えます。しかし、方法が記されていない為、具体化しづらい内容となっているのではないのでしょうか。例えば、○○○や○○○、更には○○○の機会を積極的に設ける中において、広く市民の意見を聴き・・・」と記載すれば、企画・実行がより具体化されます。
- ・～しなければならないとの事項が多いが、具体的な事を市民にわかりやすく。中学生でもわかるくらいの内容を望む。
- ・市が自治基本条例を定める件については、異論はないが、市民が果たしてこれらの文言を十分理解できるものか、今後予想される超高齢化が現実的に迎え、「役所的」な用語についていけるものか、些か疑問に思う。
- ・どこで何を行われているか、条文などもっとわかりやすく理解の出来る言葉を使ってほしい。

●具体化するため条例・仕組み等

- ・条例を具体化するため、規則や細則が必要なのでは。
- ・すべてを反映させるのが難しいため第2項により努力義務ということになっているかと思えます。意見を反映させるための仕組みづくりをどのように行うかを具体的に示すべきかと思えます。

自治基本条例モニター 第1回アンケート集計（自由意見）

- ・ 市民参加を推進することは誰も反対しない。まちづくりを市民がするのは当然であるが、一部市民のエゴにより市民同士の摩擦が起きないようにしなければならない。仕組みづくりが重要と思う。例えば、一般的に意見の分類として、白、黒、白に近いグレー、黒に近いグレー、白でも黒でもない。どちらでも良いなどに分かれるが、どうしたいために何の意見を求めるのか具体的に示すことが重要である。
- ・ 条文は一般論であります但对処の方法などの附属文章がありますか。
例：努めなければならない、配慮する→どのような方策で。
- ・ すべての条文に共通して具体性がなく、真意が不明です。
- ・ 条文自体に見直してほしい点はありません。問題があるとすれば第4項の”仕組みづくり”ができていないことなのではないかと思えます。
- ・ 基本条例に書かれている事は、自治に関して極めて当たり前のことで、こんなことを改めて議論することもないことです。ただ、各条文の後に書かれている「別に条例で定める」がないのでは、これ以上の議論のしようがないと思えます。
- ・ 理念としては申し分なく充分に言い尽くされていると思うが、具体的にどう進めていくかという点がよくわからない。

●追加事項

- ・ 第3項に「地域」を加えてはいかがでしょうか。
＜理由＞江別市では、江別、野幌、大麻と「地区(村)」意識が強すぎるように思います。
- ・ 町内会は、市民一人ひとりと直接結びついているため、この組織を活用することが、市民の市政等への参加拡大に繋がるものと考えます。説明文の中でも良いと思うが、町内会の活用について明記し、具体的な活用方法等について検討する必要があると思う。
- ・ 第3項「市は市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍によって～」の項目の中に、職業も入れて欲しい。
- ・ 市民参加の必要事項は別条例とあるが、それが即座に分かるような条例文にしてほしい。
- ・ どのように市民参加を推進し、市民の意見が反映できるのか、具体的な方法を条例に定めてほしい。どんな形で市民が参加できるのかをわかりやすく提案してほしい。市民の意見が公平に反映されているのかチェックする仕組みも載せてほしい。市長や議員、役所の人々が都合のいい時だけ、都合のいい意見を聴くということがないように公平、公正を形にしてもらいたい。

●市民参加を推進するための手法

- ・ 市民参加の方法を具体的に広く周知すること。
- ・ 市民の意見を吸い上げる施策がない。
- ・ 地区の自治連合会などを頼らず、市が直接市民個人と対話するような方策が必要だと思います。
- ・ 市民の意見を取り込み、反映させた成果も広く公開する。
- ・ 課題によって手法が変わるかと思いますが、市民参加の具体的な手法を明示されたいと思います。
- ・ 市内四大学は、江別市の財産です。学生に江別を知ってもらう機会を増やすことと、学生からの要望・意見を発表させることがとても大切なことだと思います。

自治基本条例モニター 第1回アンケート集計（自由意見）

- ・若い人たちの意見を取り入れ、反映させて欲しい。
- ・幅広く市民が参加しやすいように具体的表記。
- ・第2項「～市民参加を推進、『支援をし、』市民の～」推進だけではなかなか難しいと思う。個人あるいは団体に支援をすることにより、良い意見が出るのではと思う。特に団体は小さなグループの町内会では良い意見が出ると思います。プラス見返りも必要。
- ・市民参加に当たっては、本条例第7条にあるように、良心と責任のある意見を集約することが必要。意見を聞く目的、分野によっては、市側が積極的に市民を選定し、委嘱する方法も考慮してはどうでしょう。
- ・町作りの市民参加と言われても漠然として、何をどうする事かわかりません。もし、自分の地域の意見交換などができる機会があるのでしたら、ぜひ参加したいですが、そのための広報がわかるようにしてほしい。
- ・条文はもうすでに気合を入れて見ないと目に入ってきません。第24条自体はそのままでも、1つ1つをもっと噛み砕いてわかりやすく、市民祭りなどで、市民がもっと参加できることをアピールしてもらいたい。とにかく、とっつきにくい。

●その他

- ・市は市民のために。
- ・制度、趣旨は賛成する。
- ・見直しは無い。必要に応じ、その都度検討すれば良いと思う。
- ・見直しではありませんが、行政のリーダーシップが発揮されていることを市民に理解してもらう環境も必要だと思います。
- ・町内会、自治会館等、体の不自由な人など年寄りが気軽に参加できるようにそれぞれに身近な所で開催してほしい。
- ・障がい者の重度の人は健康保険の自己負担が一割ですが、軽度の方は3割負担となっています。大変負担が大きいです。みな同じ特に一割負担にしてください。
- ・多くの市民に参加してもらうことは、協働する市民を多くすることになると考えます。従って、地域に係わる「8丁目通街路事業」問題をテーマにしてほしい。
- ・性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等の個人情報の取り扱いや対処法が適正に行われているかの点。
- ・見直してほしい点ではないかもしれませんが、江別市に引っ越してきました、市民参加を推進しているようですが、何処で何が行われているのか、条例通り制度は充実しているのか、性別・年齢・障害の有無・国籍等配慮されたものなのか、PR不足ではないかと感じます。こんなに住みやすい街なので、全国にPRできる街だと思います。※これはパブリックコメントですかね？
- ・条文に関しての疑問点や見直してほしい点は、特にありません。

問8 今後、検討委員会で、重点的に検討してもらいたいと考える項目及びその理由について、同封の「江別市自治基本条例（条文と解説）」の中から記入願います。

第2章

- ・自分の意見が反映されて豊かなまちになるのが理想だから。
- ・江別市民の多くは札幌市内に勤務していると思われ、なかなか地元で何が行われている

自治基本条例モニター 第1回アンケート集計（自由意見）

か分かりにくい状況にあります。市民の目を出来るだけ地元に向けられるよう工夫しなければ、地元に関心な人が多くなると思われます。市民が積極的に街づくりに参加し、住みやすく地元をもっと誇れるような環境を整えてほしいと考えます。

・14年前に釧路管内から豊幌に越してきましたが、町でもなく、田舎でもなく、素朴な風景が気に入りましたが、生活をする間で何点か不便な点があります。

交番がない(不安です)・病院がない(歯科医院のみ)車に乗れないお年寄りは大変だと思います。・バスがない(JRがストップの時、陸の孤島状態)

▼第6条

・市の公開する情報は生活にとって必要となるものが多く、市民の生活に密着していると思うからです。また、条文の解説のなかでも、「市民自治を行うための基本原則の1つ」と書いてあることから、この条文について重点的に検討できたら良いのではないかと考えます。

・市民はどのようにすれば市政の情報を知ることができるのか。意見などはどうすれば提案できるのかわからない。立派な言葉で書かれても、市民として具体的にどうできるのかわからない。もっとわかりやすく具体的にしてほしい。条例はあるけど、市民のためのものになっていない。定義のところで、市役所職員は市民でも市長等でもないということですか。

・若い世代には広報が見づらい。またわかりづらい。もっと情報をわかりやすく、気軽に参加してもらうことが大切か。

・「市民は意見を表明し提案する権利を有する」とありますが、具体的にどういう状況で表明するのかの例示が必要だと思います。

▼第7条

・この条例に関する認識がかなり不足していると思うので、市民の責任ある声を広く集めるために怖じけることなく参加でき、その結果こういう風に反映された…というようなPR活動を検討してみしてほしい。

・基本条例では、自治体・事業者・市民の責務を明示しており、その内容ももっともなことが制定されているが、もっと広報して、条例、特に市民の責務、自治体に協力しなければならないことなどを各家庭まで浸透させる必要があるのではないか。自分を含めて市民は自分勝手である。都合の悪いことは正当なものでも反対しがちである。災害を例にとると、避難指示が発令されても、すぐ避難する者がはたして何人いるだろうか。そのくせ後で自治体の体勢、指示方法などに異論を唱える者が多いのが現状である。個々の市民自らが考えて行動できるような方向にもっていく必要がある。

●第2項

・市民は、まちづくりに参加するに立って、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。議会、市長及び職員については、「責任を持つ」という表現で義務を果たすことを求めているが、市民に対してのみ、強制的表現をするのは納得できない。

※他は「努めなければならない」と定めてあり、実行は望めそうにない。

・第2章第7条第2項の削除または第3章、第4章に同様の項目を追加。

▼第8条

・事業者として株式会社、学校法人、公益法人を掲げて説明されています。あいまいな点として、個人が市内で貸家業を営んでいる場合、固定資産税は当然負担しているが、街づくりは自治会が自主的に対応している事業(例えば排雪)があるので、個人事業者にも「あなたも江別市民であるとの自覚を促す方策をとってもらいたい。

第3章

・市民の意見を吸い上げ、議論し、その意見をまちづくりに反映させるには、市民が市政に参加する仕組みをわかりやすく情報提供することが必要。しかしその仕組みについて、市民に浸透しているとは思えないから。

・議員、委員の発言、理事者側の答弁要旨の公開・縦覧、市民提案事項の検討結果の内

自治基本条例モニター 第1回アンケート集計（自由意見）

容公開・縦覧等をご検討ください。

▼第9条

- ・ 条文、市長等による「事務」の執行を・・・とありますが「予算」では？
- ・ 地域における多様な市民の意見をくみ上げ・・・とありますが、自治会の活用によって議員数を3分の1程度に減らすことを提案します。
- ・ 問7でも記述したように「地区(村)」意識が強すぎるから議員が多く必要となる。江別市に全体を見れる議員(地区でなく)がいて、予算の執行が適切かが見ればそれで良いのではないのでしょうか。

第5章

- ・ 市長等と議員等との役割や責任分担等がわからないから。
- ・ 今後とも限られた財源を優先する施策に効果的に使うことが求められます。市民には多様な分野で活躍されている方も多いため、市長等、自治会長ではなく、市の課長、係長などの担当者と同じ年齢の市民がフランクに(喧々諤々ではなく)話し合える場があってもいいと思います。お互いの立場を尊重し合って知恵を出し合うことは、距離感が縮まり市役所が近くなります。私は、市役所の皆さんの悩みを聞いてみたいですよ。

▼第13条

●第4項

- ・ 必要に応じてではなく、常に直すべき。現在の社会の変化は速く、変化してから見直しても遅いことになる。常に見直しを検討し対応を速くすることが大事。無駄を省くことになる。

▼第15条

- ・ 効果的かつ効率的な行政運営を行うため計画実行するのはいいのですが、評価はSeeよりもcheckのほうが、より真剣さが伝わるかと思います。Seeでは「ただ漠然と見る」ですが、checkですと細かく具体的に評価できるかと思います。その後、それでいいのかActして、そして、また計画を立てるというサイクルで行いますと、より民意を反映できるのではないかと思います。

▼第17条

- ・ 9月の大雨で、江別市の一部の住宅で床下浸水があったと聞きました。また東日本大震災から始まって、最近江別でも体を感じる地震が多くなってきたように思います。今年に限ったものではなく、今後も必ず異常気象や災害などで江別市にも大小の被害が起こることでしょう。だからこそ、江別市についての情報をもっとほしいと思います。大雨が起こった時の浸水しやすい土地の低い場所はどこなのか、江別市にある王子製紙などの大きな工場が、もし地震などで大きな被害を受けた場合、市民に健康被害などがおこらないのか等です。

- ・ たくさんの人たちに防災や危機管理について学んでほしいということで、講習会やイベントをやってほしい。

- ・ 災害発生時に備えた避難訓練や避難場所が自治会等の具体的な要領を示されていますか。示されていない場合は明示する必要があると考えます。

1 避難訓練:2年に1回各自治会の計画で実施

2 避難場所

(1)屯田自治会1区は杜の台記念会館(2)屯田自治会2区から4区は野幌高等学校

- ・ 冬期間歩道の除雪が片側のみが多く見られ(通学路も同様)休校日は予算の関係の為なのか理解できる点も多少ありますが、やはり左右どちらの歩道もある以上は、除雪していただく方が良くと思います。特に高齢者は遠回りして歩いたり、除雪車が幅を狭くした後の車道2車線が雪が積まれ1車線の車道を歩いています。冬に災害がないと限らず、常に逃げ道を確保と思われます。

自治基本条例モニター 第1回アンケート集計（自由意見）

- ・第17条に於いて、一応解説されているが、特に昨今は自然災害が発生、各地において（重）大災害多発に他市に於いても、その対策に重点を置いている。当市に於いても自然災害の発生に備え、ドカ雪集中豪雨が懸念される状況にある市民を守ると言う観点からさらに防災意識の向上を図るべきと考える。

第6章

▼第21条～25条

- ・市民参加の機会を増やすため、市民一人ひとりと結びついている町内会との連携を強化する。

▼第22条

- ・江別に（江別市自治基本条例）がある事自体知りませんでした。大半の江別市民は同じ思いかと思えます。自治会を通してわかりやすく、見やすい広報をお願いします。

●第2項

- ・本市の「江別市情報公開条例」を見ましたが、あまりにも複雑でわかりづらい。わかりやすく、市民に馴染むように自治基本条例第22条に定めてください。関心があるから情報公開願う者にとって、解答がないままだと失望します。請求の仕方も出来る限り簡素化を望みます。

第7章

- ・市民の意見を吸い上げ、議論し、その意見をまちづくりに反映させるには、市民が市政に参加する仕組みをわかりやすく情報提供することが必要。しかしその仕組みについて、市民に浸透しているとは思えないから。意見が反映され、他の市町村から見て魅力ある町にして、今後進むであろう江別市の高齢化に伴い、新しい世代が住みやすい町にして頂きたいため。

▼第24条

- ・市民参加を拡大するためにも、もっとPRが必要だと思う（ポスター・CM・宣伝カー）広報の情報は少ない、狭く思う。

- ・自治会との関係性が明記されていないのはなぜなのでしょう。

- ・収入は障害年金のみで健康保険の自己負担が3割は不公平に思います。一般の高齢者も70歳以上は1割負担になります。非課税の人だけでも1割負担にしてください。

- ・各種委員会の委員については、一定定数を立候補、推薦制度を設け、選任に当たっては、選任委員会を設け選任する等は如何でしょうか。立候補者については、レポートの提出、推薦は推薦理由書の添付を義務付ける等。

●第4項

- ・議員や政治家の圧力に屈せず、意見を聴くのは誰でも出来るが、実行するのは難しいから。

▼第25条

- ・いずみ野、見晴台等、住宅が増えているため、近くに交番があるといいと思う。

第8章

▼第26条

自治基本条例モニター 第1回アンケート集計（自由意見）

・重要事項について、住民の意思を確認するため住民投票を行うことができるが、江別に住んで20年程になるが投票が行われた事があるのでしょうか。今年市は東日本大震災のガレキの受入を表明したが、市民生活に重大な影響を及ぼす恐れのある事案について、住民投票で広く市民の声を聞くべきである。

・市政に関する重要事項についての住民投票は、想定される重要事項について記述しては如何でしょうか。例えば、市町村合併、市町村連合、大規模な企業などの誘致等は、住民投票の必須施策とする。

第9章

▼第27条

・障がいのある方や高齢者に対するの対策。

第10章

・市民の意見が適切に反映されるような、わかりやすく簡単にできる方法を確立してほしいので。

・施策等の評価や見直しを行っていると思われるが、市民による検証等も必要なのではと考えるため。

▼第28条

・解説の表現が抽象的すぎてよくわかりません。私の住む町内会のように20年程度の歴史の町内会が多いと思います。町内会に住んでいる事が江別市に住んでいる事であるならば、この町内会単位をどのように活性化させていくべきかの横の情報共有の仕掛けづくり等を充実させていくことも重要ではないかと思えます。

第11章

▼第29条

・決まったことを何度も検討して、本当にそれでよいのかとの確認は必要だと思うからです。

その他

・根本的な所で、条例があってもどれだけの市民がこの内容を知っているのか？という事と、たとえこの内容が開示されたとしても長々と解説までついた条例文を読むのか？という事。もっと簡潔に分かりやすくないのかな。と、単純にこの条例を読んで思いました。

・市民の意見を吸い上げ市政に反映することは当然であるが、問7で示したような広い意見をどんなルールで反映させるかについて深く検討して頂きたい。どんな意見があり、どういう考え方で一つの意見にまとめるのが重要である。そのプロセスを市民が理解しやすいように発信する必要がある。その意見に基づいて具体的に市政がどう動いたのか示す必要がある。

・市民生活に直結した事項(除雪対策、公園整備充実等)を具体的に検討し、その結果を市民に知らせること。

・生活環境などの内、(鉄東線のカラス)夕方巣に帰る前、近くのマンションの屋根、電線にとまり、ふんがひどい。

・その他、江別市には、札幌に近いことから優位な人材が沢山います。隠れた人材を発掘し、登録・活用制度を検討してください。人材活用のネットワークづくりが大事です。出前講座講師として等活用法はいろいろあるかと思えます。

・江別小と三小統合委員会。私は第三小を卒業しましたが統合に関心あり、立地条件等いろいろあるかと思えますが、将来に悔いが残らないよう望みます。

・市長の公約に対して、各部局の推進や達成状況を市民に知らせるような条文を作ってほしい。

自治基本条例モニター 第1回アンケート集計（自由意見）

公約の実現性や市・市長の対応（推進）状況を見えるかたちで表示願いたい。（条例にあるかもしれませんが、見過ごしたと思い記入しました）

1 条例を全市民に認識を高め、よく理解できるように方法等を検討する。条文に関してはわかりやすい文言にして、解説もわかりやすくすること。

2 市民が理解した上で、①市はこの条例に対して何が出来るか提示していく②市民はこの条例に沿って何が出来るか、また地域の為に何が出来るのか検討し、実行に向けていく（各自治会等を利用して）③具体例を上げて提案していく（文言だけではわかりにくい）

3 条例アンケートの結果を見て

問3に対する回答には吃驚しました。回答者 1515 名中 1354 名が「全く知らないか、名前だけ聞いたことがある」では、条文の存在そのものが全く意義がなくなる。これは大問題で早急に対策を検討しなければならないと思います。

- ・仕事を市民に与えてほしい。近隣の市を参考にしてほしい。

- ・大体、地方自治とはお役人が主導で進めるものでないでしょう。市民が積極的に動くための道筋をどういうふうにするかでしょう。私は地道に近所・隣のコミュニケーションを大切に強くすることが大事だと思います。

- ・条文としての体裁は良いが、推進の具体策を展開させてほしい。

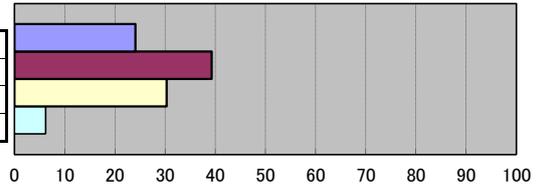
自治基本条例モニター
第2回アンケート結果（11/12～11/26実施）

（H24クロス集計）

回答率 50.91% 回答者数 112
対象者数 220

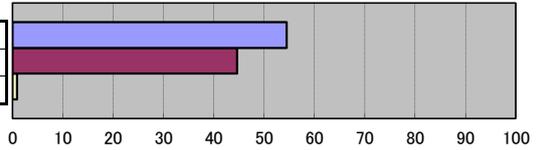
◆回答方法

1. Eメール	27	(24.1)
2. FAX	44	(39.3)
3. 郵便	34	(30.4)
4. 持参	7	(6.3)
合計	112	(100.0)



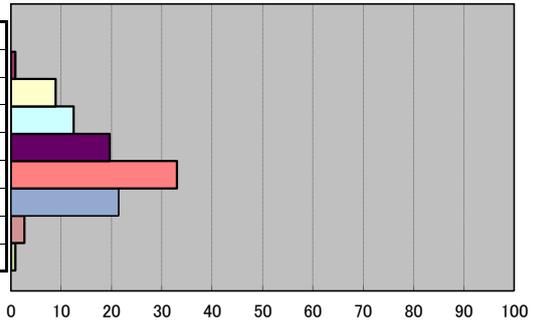
◆性別

1. 男	61	(54.5)
2. 女	50	(44.6)
3. 不明	1	(0.9)
合計	112	(100.0)



◆年代

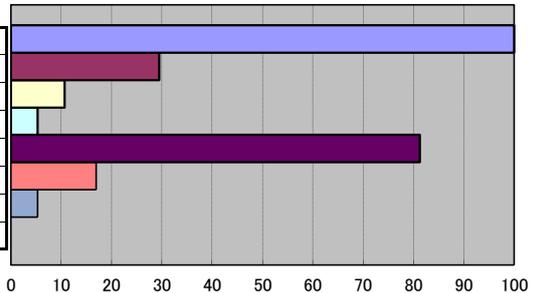
1. 10代	0	(0.0)
2. 20代	1	(0.9)
3. 30代	10	(8.9)
4. 40代	14	(12.5)
5. 50代	22	(19.6)
6. 60代	37	(33.0)
7. 70代	24	(21.4)
8. 80代	3	(2.7)
9. 不明	1	(0.9)
合計	112	(100.0)



◆情報共有について、お聞きします。

問1 市でお知らせしている市政情報の入手に関して、主にどのようなものを利用していますか。（特に利用しているものを3つまで選んでください）

1. 広報えべつ	112	(100.0)
2. 市のホームページ	33	(29.5)
3. 情報公開コーナー	12	(10.7)
4. 出前講座	6	(5.4)
5. 自治会回覧	91	(81.3)
6. 知人を通じて	19	(17.0)
7. その他	6	(5.4)
8. 無回答	0	(0.0)
合計	279	



【その他意見】

●手段について

- ・新聞（近郊発行含む）
- ・議会だより
- ・自分から積極的に求めるものでなく目に付いた情報を得ている。

●場所について

- ・市民会館などの公共施設
- ・地区センター

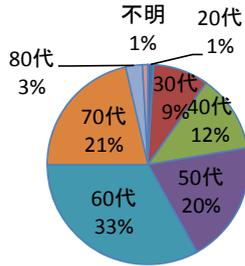
●情報入手についてのご意見等

- ・私の居住しているMSは町内会には入っていないため広報も届かないので、公共施設等へ行き求めてくるが、すでにないことが多い。

【問1回答分析】

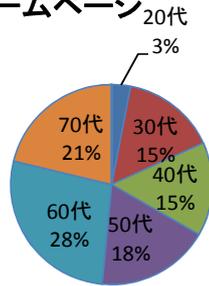
手段別利用者年代比較（特に利用しているものを3つまで選択）

広報えべつ



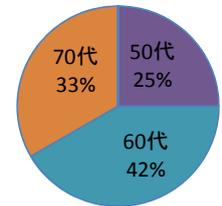
計 112名

市のホームページ



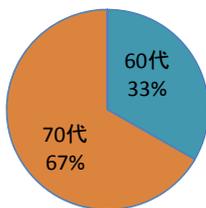
計 33名

情報公開コーナー



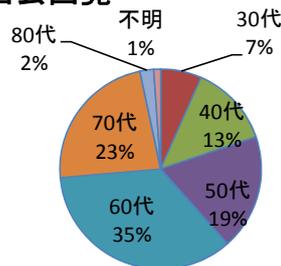
計 12名

出前講座



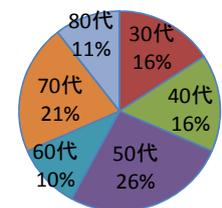
計 6名

自治会回覧



計 91名

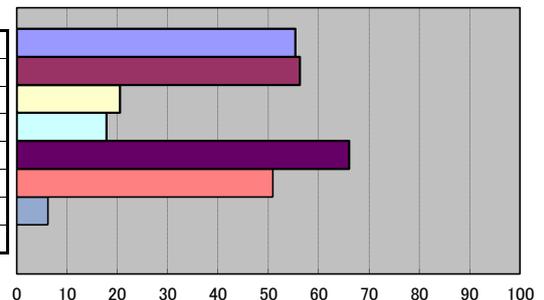
知人を通じて



計 19名

問2 情報を得やすくするために何が必要だと思いますか。（3つまで選んでください）

1. 必要な情報を探しやすいように提供する	62	(55.4)
2. 情報を得る機会や手段を増やす	63	(56.3)
3. 自ら積極的に情報をとりに行く	23	(20.5)
4. 提供する情報の量を増やす	20	(17.9)
5. 必要な情報をわかりやすく提供する	74	(66.1)
6. 適切な時期をとらえて情報を提供する	57	(50.9)
7. その他	7	(6.3)
8. 無回答	0	(0.0)
合計	306	



【その他意見】

●手段について

- ・防災スピーカーでの呼びかけ。
- ・ポスト投函など、自治体の回覧に頼らずに情報を書いた江別のペーパーを配布する。
- ・ホームページの情報を増やすなどして閲覧しやすくする。

●場所について

- ・市役所の情報公開コーナーの場所がわかりづらいので、PRを積極的にする。
- ・スーパー等に情報コーナー等があると便利だと思う。

●内容について

- ・文章の言葉使いを事務的ではなく理解しやすい言葉にし、必要な情報と思われる物にスポットをあてた内容を発信する。

●仕組みについて

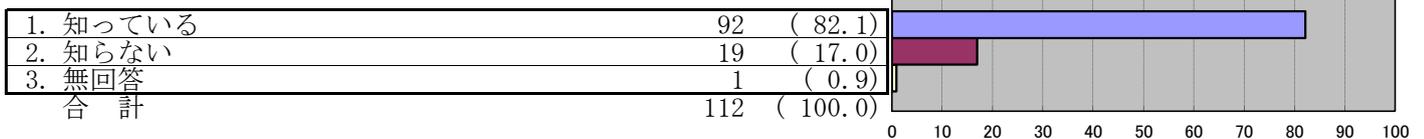
- ・情報発信元は何故市民にゆきわたらないのか考えるべきではないか。
- ・どういう方法・手段で情報を得ることができるのか市民に知らせること。

自治基本条例モニター
第2回アンケート結果（11/12～11/26実施）

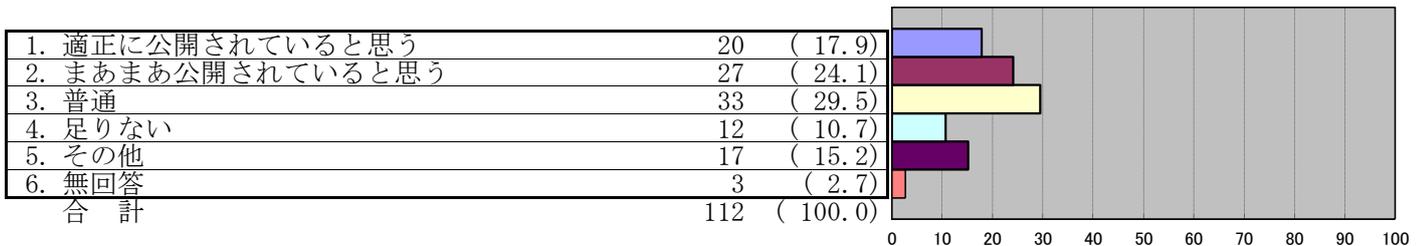
（H24クロス集計）

◆情報公開について、お聞きします。

問3 情報公開制度があることを知っていますか。



問4 自治基本条例では、市民参加を推進するために、市政に関する情報を知る権利を尊重し、情報を公正かつ適正に公開することを定めています。あなたは、この趣旨に則り、適正に情報が公開されていると思いますか。



【その他意見】

●公開する情報について

・量より公開内容の質を高めてほしい。

●申請方法について

・もっと簡単に情報を得る方法でなければ、公正かつ適正とは言えないと感じる。情報にもよるが、例えば大まかなところはインターネットで閲覧出来るようにするとよい。市役所に出向いての閲覧や郵送では手軽でないので難しいと思う。

・日曜日のみ休日の会社員は公開されている情報を入手する事が困難。

●適正な情報の公開について

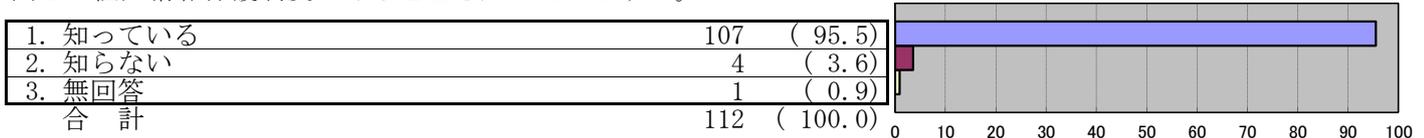
・どの様に公開され、どの様に情報を取りに行くのかその知識が無く、わからない。

・情報公開の場が少ない様に思う。

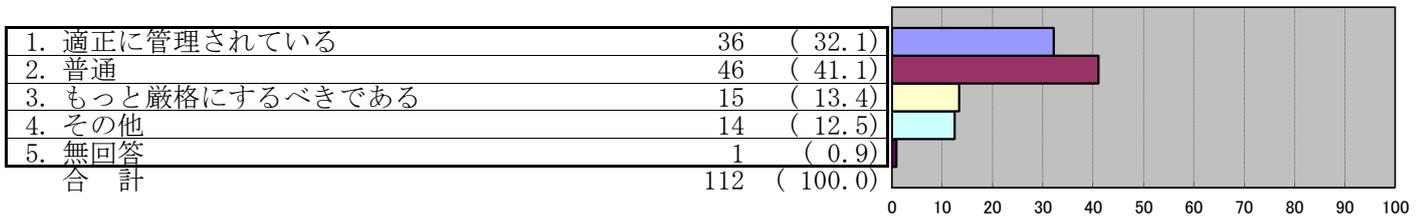
・公正、適正とはどういう基準でいうのか。公開されている情報、公開されていない情報がわからないので比べられない。

◆個人情報の保護について、お聞きします。

問5 個人情報保護制度があることを知っていますか。



問6 あなたは、条例や制度の趣旨に則り、適正に個人情報が保護されていると思いますか。



【その他意見】

●情報の管理について

・どのように管理されているかが、そもそもわからない。

●情報の運用について

・過度な個人情報の保護は役所の機能を硬直化させる。

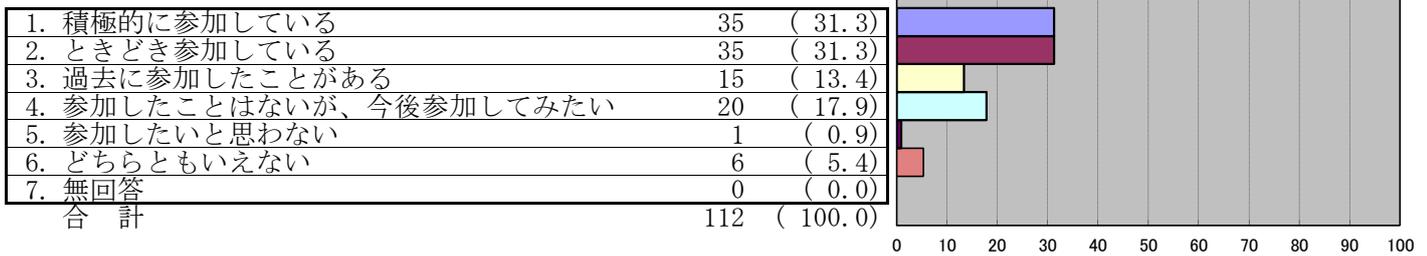
・保護は企業が悪用するのを防止するためのものであり、個人情報保護制度がひとり歩きをすると、コミュニティの安心・安全を守るにも連絡がスムーズにいかず情報共有を図る上からも縛りが強いと弊害になると思う。

自治基本条例モニター
第2回アンケート結果（11/12～11/26実施）

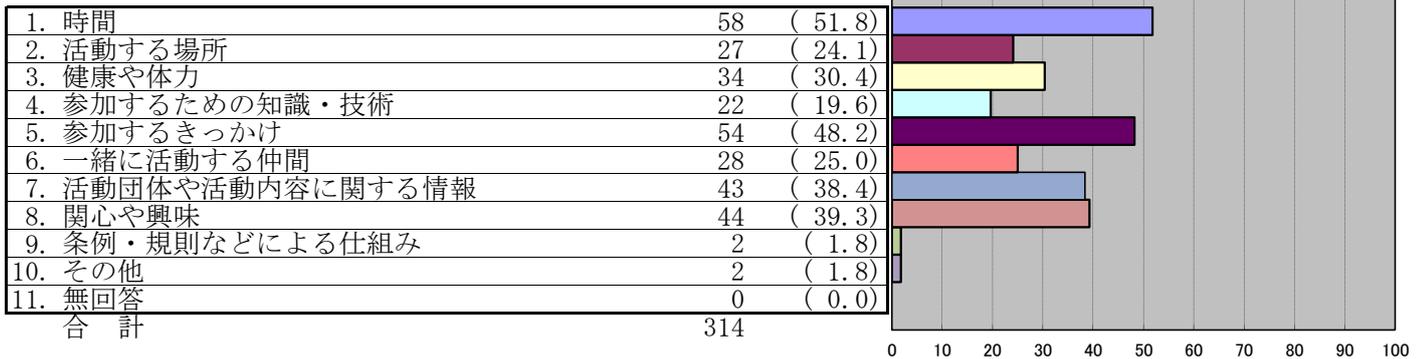
(H24クロス集計)

◆市民協働について、お聞きします。

問7 まちづくり活動(自治会・市民活動団体・ボランティア活動等)に参加していますか。



問8 参加するにあたって何が必要だと思えますか。（3つまで選んでください）



【その他意見】

●活動時間について

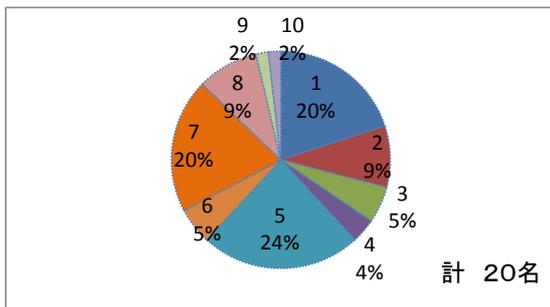
・子育て世代（30代～40代）が多数参加できる日・時・曜日・活動内容の希望をアンケートで求める必要があると思う。
・時間の都合が一番重要なポイント。色々な活動には、時間制限が有るので、平日の会合や行事はなかなか難しいと思う。

●きっかけについて

・行動を起こすときには、「動機」や「きっかけ」は重要と感じている。例えば、「町内会の道路脇を花で飾りましょう」という話があっても「忙しいから自分はパス」と成りかねないが、「町内会対抗のコンクールが有るので我が町内会が優勝しよう」となると意気を感じて参加が増えるかも知れない。そんな工夫が必要ではないか。

【問8回答分析】

●問7で「4 参加したことはないが、今後参加してみたい」と回答した方（3つまで選択）



- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1. 時間 | 2. 活動する場所 |
| 3. 健康や体力 | 4. 参加するための知識・技術 |
| 5. 参加するきっかけ | 6. 一緒に活動する仲間 |
| 7. 活動団体や活動内容に関する情報 | 8. 関心や興味 |
| 9. 条例・規則などによる仕組み | |

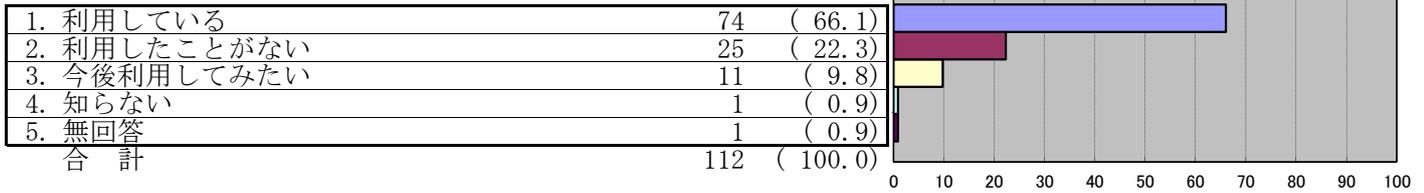
●問7で「5 参加してみたいと思わない」と回答（1名）した方
7. 8. 9が必要と回答

自治基本条例モニター
第2回アンケート結果（11/12～11/26実施）

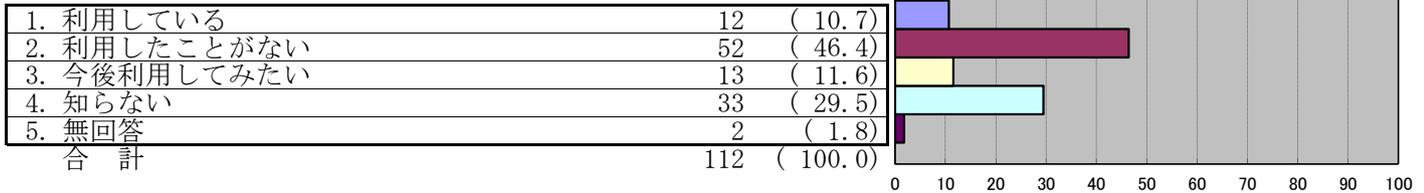
（H24クロス集計）

問9 問8の設問にある「2 活動する場所」として次の施設を知っていますか。

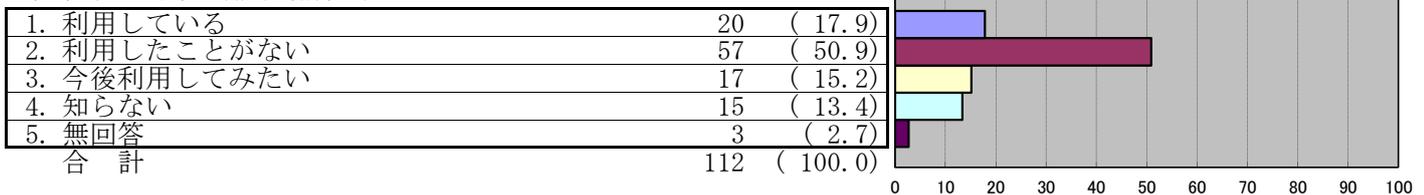
（1）公民館・住区会館（自治会館）



（2）江別市民活動センター・あい



（3）江別市社会福祉協議会



問10 活動する場所について、ご意見等お聞かせください。（自由記載）

「自治基本条例モニター第2回アンケート集計（自由意見）」参照

問1 市でお知らせしている市政情報の入手に関して、主にどのようなものを利用していますか。（特に利用しているものを3つまで選んでください）

●手段について

- ・新聞（近郊発行含む）
- ・議会だより
- ・自分から積極的に求めるものでなく目に付いた情報を得ている。

●場所について

- ・市民会館などの公共施設
- ・地区センター

●情報入手についてのご意見等

- ・私の居住しているMSは出入り多く町内会には入っていない為回覧廻らず広報も届かないので、公共施設等へ行き求めてくるが、すでにないことが多い。
- ・情報公開コーナーで公益通報者保護法・市民自治の芽を育てよう等のパンフレットや江別市まちづくり市民アンケート調査結果の資料を持ち帰り見えています。

問2 情報を得やすくするために何が必要だと思いますか。（3つまで選んでください）

●手段について

- ・防災スピーカーなどで呼びかける。江別はそれすらないが、実家の町にはある。色々なおしらせも流れる。
- ・フリーペーパーに載せる。
- ・インターネットによる情報公開を検討して下さい。
- ・ポスト投函など、自治体の回覧に頼らずに情報を書いた江別のペーパーを配布する。
- ・広報媒体の高度化、情報化。
- ・ホームページの情報を増やすなどして閲覧しやすくする。

●場所について

- ・大部分の主婦は週に2～3回は買物をします。なのでスーパー等に情報コーナー等があると便利だと思います。
- ・公開コーナーの場所がわかりづらい。1日市役所への来所人数もかなりあると思うので、PRを（放送アナウンスや新しいパンフの入替時）積極的にする。
- ・情報公開コーナーが雑然としていて分かりづらい。もっと市民に分かりやすく使用しやすいと良い。暮らしの便利帳なども置いてあると良い。

●内容について

- ・回覧等の文章の言葉使いを事務的ではなくしてほしい。理解しやすい言葉で。
- ・もりだくさんにはせずに必要な情報と思われる物にスポットをあてた詳しい内容を発信する。

自治基本条例モニター 第2回アンケート集計（自由意見）

●仕組みについて

- ・情報は条例を作ったところから発信されるもの。発信元は何故市民にゆきわたらないのか考えるべきではないでしょうか。
- ・どういう方法・手段で情報を得ることができるのか市民に知らせること。

●その他

- ・市民の代表である議員がどのような活動をしているのか一度議会を見学し知識を高めるのも必要。
- ・現状を見ると今後高齢社会が進み自治会としても限度が予想され5「必要な情報をわかりやすく提供する」の項が重点を置かざる得ない。
- ・1. 江別市 H23.11 発行「暮らしの便利帳」 2. 江別市教育委員会 H12.3 発行「生きること学ぶこと」イベント編 3. 江別市介護支援情報ガイドブック H16.3 発行「つむぎ」 私は上記の冊子を某会館で見た。これらは毎年発行されているのか。部数はどの位か。市内全戸に配布されているのか。公共機関だけに置いてあるのか知りたい。私も含めて市民はこれらの情報紙を利用する事が出来ていない様に思う。又此の様な冊子が有る事自体を認識していない。ではどのような方法で市民に広く活用してもらおうかその方法論になると思う。参考例として市役所内（正面玄関側）に又は住区会館・其の他の公共施設等に「江別市からの発信・情報」コーナーを設置する。

問4 自治基本条例では、市民参加を推進するために、市政に関する情報を知る権利を尊重し、情報を公正かつ適正に公開することを定めています。あなたは、この趣旨に則り、適正に情報が公開されていると思いますか。

●公開する情報について

- ・閲覧の為の索引が吊るしてありますが、棚の表示と連動（結びつく）する索引でわかりやすくしてほしい。又量より公開内容の質を高めてほしい。
- ・私はまだ情報公開の手続きをしたことはありませんが、テレビ等での知識では黒ぬり等せずに公開してほしいと思います。

●申請方法について

- ・もっと簡単に、情報を得る方法でなければ、公正かつ適正とは言えないと感じる。たとえば、インターネットで、大まかなところは閲覧出来るとか、市役所に出向いて閲覧や郵送では手軽でないので難しいと思う。（情報によりけりでは有るが）
- ・原則、日曜日のみ休日の会社員は公開されている情報を入手する事が困難。

●適正な情報の公開について

- ・件数はわかると思っておりますが、請求されている内容や個々に対する回答状況が不明につき答えようがないので、（問4で1「適正に公開されている」を選択したのは）願望です。
- ・何事もそうですが不利益になる事は公開していないと思う。
- ・情報を閲覧・視聴したことがないので、1～4までには答えられません。

自治基本条例モニター 第2回アンケート集計（自由意見）

- ・公正・適正とはどういう基準でいうのか。公開されている情報・公開されていない情報がわからないので比べられない。
- ・制度として知るのみで内容についてはあまり良く知らない。
- ・どの様に公開され、どの様に情報を取りに行くのかその知識が無い。
- ・私は公開制度については承知しているが実体としてまだ一度も開示を求めたことはない。
- ・情報公開を求めるようなことをしたことがないので、また他の人がどんな情報公開を求めているのかわからないので判断できない。
- ・公開されていることがどの程度かを知るすべがない。
- ・情報公開の場が少ない様に思う。
- ・適正に公開されているか、わからない（同意見多数あり。）

問6 あなたは、条例や制度の趣旨に則り、適正に個人情報保護されていると思いますか。

●情報の管理について

- ・判断できるだけの内容を承知していないので不詳。
- ・判断基準が不明。特に問題が起きていないので適正と考えるも、市職員が個人的に個人情報入手し流れている可能性ナシとは言えぬ。
- ・どのように管理されているかが、そもそも、わからない。
- ・この件については実体としては解らない。
- ・保護されているとは思いますが、適正か否かの判断基準が不明。他人に知ってほしい事もあるのでは。
- ・(保護されていると)・・・と信じたい。
- ・我が家では電話帳に情報を公開していません。しかし勧誘の電話が掛かってきます。その都度お断りをしてはいますが、人が変わると同じ所から何度も電話が掛かって来ること…。時間に追われて介護をしている私としては困りものです。上記の選択では3番「もっと厳格にするべきである。」を選びたいところですが現実的には、いろいろ難しいのだと思います。
- ・一定の管理がされていないとすれば大変な事でしょう。
- ・よくわからない（同意見多数あり。）

●情報の運用について

- ・個の集合体が、自治体で有るので厳格さは必要ではないと思う。厳しくすると、集合体を維持出来なくなるのでは、ある程度のところで個人情報も表示する必要があると思う。
- ・役所の職員を信じているが、必要な時に（本人や身内のみ）何んでも個人情報と言う。法律どおりではなくゆるみがあっても良いと思う。
- ・政治家や官僚の公務についての情報は公開すべきなのに、これにより隠されている。
- ・行き過ぎている所があり情報が何も入らず、大切な連絡もとれ無い状態で対人関係がうまくとれないのはどうかと思う。

自治基本条例モニター 第2回アンケート集計（自由意見）

- ・過度な個人情報の保護は役所の機能を硬直化させる。
- ・保護は企業が悪用するのを防止するためのものであり、個人情報保護制度がひとり歩きをすると、コミュニティの安心・安全を守るにも連絡がスムーズにいかず情報共有を図る上からも縛りが強いと弊害になると思う。
- ・過度な保護に偏り過ぎると自治会活動に不便を感じる。例えば、自治会自主排雪の負担金を共同住宅所有者に求める際、正確な所有者を探し出すのに苦労している。市固定資産税のルートからの情報入手が可能と思われるので個人情報入手の目的を限定して保護制度の運用を希望する。

問8 参加するにあたって何が必要だと思いますか。（3つまで選んでください）

●活動時間について

- ・時間の都合が一番重要なポイント、江別市民、江別市以外で働く人が多く住んでいるので、いろんな活動には、時間制限が有るので、平日の会合や行事はなかなか難しいと思う。
- ・土・日曜日なら参加できる方も比較的に多いと思う。
- ・子育て世代（30代～40代）が多数参加できる日・時・曜日・活動内容の希望をアンケートで求める必要があると思います。今は老年集会が中心なので。

●きっかけについて

- ・行動を起こすときには、「動機」や「きっかけ」は重要と感じています。例えば、「町内会の道路脇を花で飾りましょう」という話しがあっても「忙しいから自分はパス」と成りかねないが、「町内会対抗のコンクールが有るので我が町内会が優勝しよう」となると意気を感じて参加者が増えるかも知れません。そんな工夫が必要ではないでしょうか。
- ・高齢化にともなう若がえりを計る。若い方にもっと知って活動して頂きたいが、不況の為か働きたい人が多く、無償ボランティアには、ある程度生活のゆとりが出来、子育てが終わってから入る人が多いと思うので多少のお金が入ると入ってくれるのではないかと。
- ・参加する意志があっても参加しようとすすめてくれる人がいない。

●その他

- ・地域の清掃に協力している。
- ・利用する人に親切です。
- ・活動例がいくつかありますが、私の場合は自治会の清掃で年度始めから決められているので答えようがありません。

問10 活動する場所について、ご意見等お聞かせください。（自由記載）

●市民の意識について

- ・条例では、「・・・市民が主体となって・・・」と規定されていますが、現状では「協働」或いは「市に協力してやっている」との考えを持つ市民が大半だと思います。市は方向性のみ示して、後は市民が如何に暮らしやすい活力や魅力のある江別を構築するか、個々に考えて行動する必要があると思います。まずは私のように協働の意味も知らず、「市役所は何もやってくれない」と言い出す自己中心的な市民の解消を計るべきだと思います。

●活動の場（施設・仕組み等）

- ・活動の場所を施設と限定せずに、江別市全フィールドと捉えると、もっと多くのアイデアが出るのではないのでしょうか。例えば、札幌で展開中の「オオドオリ大学」のようなスタイル（全国でも多く有る）で、江別市で働く人が講師と成り、地元の事を良く知ること、地元で愛着を持ってもらう取り組み等を参考にされては、如何でしょうか。あまり行政は・・・と肩を張らないで柔軟に考えた方が良いと思います。例えば、学園都市であるメリットをどのように活かすか等も考えてみるのも面白いと思います。その仕掛けを市がリードし、市民が考え行動する そんな形で活動の場所を拡大しては如何でしょう。

【場所（施設について）】

- ・活動する場所は十分に確保されていると思います。
- ・江別（野幌）は活動する場所がたくさんあり、とてもありがたいと思う。これからも利用させていただきたい。
- ・やはり地区、町内が一番活動しやすいと思います。
- ・自分の住居に近い所になるので、利用しやすいと思う！
- ・公民館、学校等も良いのでは！！（開放されては！！）
- ・場所はこれだけあれば充分だと思います。身体的障害も含めてそこまでの移動手段がない人のための施策が必要ではないのでしょうか。
- ・例として市民会館など市内にすでに有る場を活動する場として充実していく。数合わせ的なものでは活動する人が集まらない。
- ・住居に近い活動の場所がより利用し易いので積極的に活用したら好いと思う。
- ・小規模（中古の空家等）で多数あることで、家からも比較的近い所が選べ活用しやすくなるのでは。
- ・駅（JR）等などの人の集まる所にセンターを作ることで、札幌を見ている目を地元に向けさせることができるのでは？
- ・活動場所が広範囲に設定されておりますが、これは行政の自己満足と取れます。もっと地域住民が気軽に利用しやすい小規模な集会場も必要かと思われます。
- ・自治会によっては、その自治会独自の「自治会館」があり、その場所で様々な会議や活動を行う事が出来、便利であると知らされています。財政的に厳しいとは思いますが、我が自治会（新栄台西）にも、そのような「会館」の代わりになる場所が

自治基本条例モニター 第2回アンケート集計（自由意見）

あればと思います。（普段は、自治会内の「友愛病院」会議室を利用させていただいています）

【利用するに当たって】

- ・開館時間を早くして（午前8時）、閉館時間を遅くする（午後10時まで）。
- ・月曜日休館が多いと思う。今の時代年末年始以外無休の方が利用が増えるのではないのでしょうか。但し職員は大変なので交代で勤務するシフトではどうでしょう。
- ・あいている場所の知らせ。小さなサークルなどに料金を安くしていただけたらうれしい。
- ・利用するのに料金が高い公民館は場所的なものか駐車場が狭くてこまります。中に入っても部屋の場所がわかりづらい。清掃などはいきとどいていると思います。
- ・会館によって設備や管理状態に差がある。また公民館などきれいで使いやすい会場はなかなか場所を確保できない。
- ・住区会館等は今は管理人が複数の人が交替で勤務しているようなので「休館日」を設けずより多くの市民が活用出来るようにお願い致します。
- ・市民活動団体が活動拠点として自由に使用できるスペースが、もっとあってよいと思う。公民館や新たな装いでスタートした市民活動センターも更に活動スペースが拡充されることを望みます。
- ・大麻西地区センター（もう少し広いと利用効果 大）
- ・活動場所を利用する場合のルール作りが重要である。高齢者、若年層、男性、女性など多様な人が気持ちよく利用するにはルール作りが必要です。ルールを守れない人に対するアドバイスをどうするかが問題です。

●利用した感想について

- ・公民館の利用が多い。
- ・もっと自治会等で集まって活動できればいいと思います。
- ・区独自で自治会館を所有しているところに住んでいます。いろいろな目的で利用できるので大変便利です。
- ・図書館でパソコンを習いました。市の体育館では今卓球（サークル）もやっています。機会があればボランティア活動をしてみたいです。
- ・江別市社会福祉協議会はボランティア登録していますのでよく利用しています。職員の方にも好感が持てると思っています。
- ・公民館を活用している。良く清掃され感謝しています。
- ・公会堂は会議や自治会の新年会など利用します。
- ・足が悪い為近くの自治会館を利用しております。
- ・マンション住居者です。当集会場では月2回程度高齢者単身者を含めて茶話会を行っています。
- ・以前ボランティアをお願いしていたので江別市社会福祉協議会は利用していました。展示会などは、どのような活動をしているのか知ることが出来て勉強になりました。作り手は忙しい中、大変ですが続けてほしいと思います。
- ・活動施設は良い。野外活動について私有地か公有地か不明な所もあり不便を感じる

自治基本条例モニター 第2回アンケート集計（自由意見）

ことがある。

- ・例えば相談するための場所としてコミセンを使いたいが、一般市民への対応は冷たく、また有料では使えない。
- ・公民館は以前公民館講座を利用していましたが、最近興味のある物がなくなり利用していません。

●まちづくり活動の運営について

- ・江別市全体で見て必要な物や事を自由に意見交換をし、興味のある同士が後から集まり各団体で行動できる空間を市でサポートして欲しいです。民間や行政が組んで動けるようになると良い。今は市民農園や木を育てるなどを市でできればよいと思います。
- ・体育館の用具を町内会活動に貸出できないか。(例 ペタンク ボリング 輪投げなど)
- ・自治会の活動で使用する器材等は自治会館がないため、個人の自宅（役員宅中心）で保管しているが、1年間に1度程度の使用器材等は江別市で保管場所等を確保する事も検討願いたい。
- ・活動時の人員不足の場合、市として補助要因を紹介可能か。
- ・必要備品は個人持ち出し（貸し出し）として、運営に当たっての費用補助はどのようになっているのか等。
- ・大学が多くありますので協力してもらうように働きかけて下さい。
- ・ボランティアに力を入れるまちづくりなど積極的に考えてほしい。以前娘が通っていた野幌小学校はボランティア活動に力を入れていたが、中学に上がり、中央中学校に上がった途端、ボランティア活動がなくなってしまった。学校によってこういった活動に差が出てしまうのは残念である。
- ・施設も大事かもしれないが、土日でも市政（市のサービスについて）を問い合わせることができる機能の方が大事だと思うことがある。
- ・特に定年後に於ける社会生活を営むに当ってスポーツ等が出来る人々はそれなりに交流があるが趣味をもたない人々は孤独に陥りやすく積極的に地域の公共施設を活用すべきと考える。

●情報共有について

- ・他の地区の情報（活動状況など）提供がなされ交流の場のようなことがあることで広がりのおかげとなるように考えます。(私の認識不足でしたら申し訳ございません)
- ・地域を住み良くするために、市民からの情報を受ける手段がないではありませんか。

●情報提供について

- ・建物（ハード）の充実も必要だが、利用する機会や、手順について知られていないと思う。また、知らない。
- ・活動するに当たって、初回活動時の情報を地域住民に対してどの様に周知するか。
- ・活動する場所（公民館、住区会館、活動センター、福祉協議会）がどのような活動が

自治基本条例モニター 第2回アンケート集計（自由意見）

出来る場所かもっとわかりやすく明記してほしい。

- ・情報をわかりやすく提供してほしい。（情報公開コーナー、出前講座など）
- ・利用条件や料金、時間などくわしい情報がわかりにくく、利用しにくい。
- ・住まいの住区会館等で、よく集まって何かをしているのを目にするが、何をしているのかさっぱり分からない。また、参加している人は年寄りが異常に多く、若い世代は参加しにくい感じがある。ボランティアの活動に関してはいつ、どこで、何を行っているのかの情報が少ないと思う。市のボランティアだけではなく土現、土地改良区、道、開発局などの提携したボランティアも発足して良いのではないかと思う。
- ・問9の設問の場所（公民館・住区会館・活動センター・社会福祉協議会）が具体的にどんな団体がどんな活動をして、どの様な人材を必要としているのか、ほとんどの人達（少なくとも私のまわりでは）がわかっていないので、それを広く知らせるべきだと思います。
- ・何がしたいのか、自分に何ができるのか、どのような機会があるのか、知らないことばかりです。情報は多いとは言えません。
- ・設問に問題があるのでは？活動例はどこから何を通して知らされるのでしょうか？関心あるものがいくつかあるにも拘わらず知る機会がなかったので答えようがないのが残念！！
- ・どんな活動をしているのか分からないので、使えるのが限定される。活動状況を知らせてほしい。
- ・どの様な活動が可能であり、どの様な活動組織があるのか知りたい。
- ・活動する場所、内容を、知りませんでした。もっとアピールが必要だと思います。
- ・江別市民活動センター、「あい」は存在を知りませんでした。もっと広報活動に力を入れた方が良いと思います。
- ・このアンケートにより「江別市民活動センター・あい」を知りました。まずは活動の場を知ることから始まると思います。ボランティア活動に参加しなくても、人が集まれば良い意見や知識、さらには技術、活動する仲間もできるではと思います。
- ・市民活動センター・あいは知らない人が多いと思う。協働ねっとわーくはどんな活動に利用出来る様に出来ているのか知らない。自分に入る情報も年令、地域により違い又変わる事かとも思います。
- ・情報が無さ過ぎる。施設の名前だけは知っているが、活動内容などがまったくわからない。特に「あい」は、簿記などの有意義な講習をしていたそうだが、募集広告を建物に張り紙しているだけだったという。「あい」が近所に有れば目にすることもあるだろうが、それ以外の者には募集広告を知る手段がない。これではまったく意味がない。たとえば、「簿記」や「パソコン講習」などの募集広告ならば、ハローワークや図書館、大手スーパーなどと連携して募集広告を広く人の目に触れるよう努力するなどもっと考えてほしいと思う。
- ・地域内の小・中学校の具体的ボランティア参加の状況を知りたい。

自治基本条例モニター 第2回アンケート集計（自由意見）

●活動に参加することについて

- ・活動する為の時間がない。
- ・自治会の活動も若い方の参加が少なく活動する場所の問題以前に参加しない。出来ない理由が何か問題提起する必要があると思います。
- ・私個人のみならず、遺言・相続セミナーなど内容によっては北海道行政書士会札幌支部で協力できることがあるかもしれません。ですので、参加者が数十人規模のイベントができる場所が確保できればと思っています。
- ・自分のできるボランティア等があれば、活動を考えたい。
- ・押し花インストラクターをしていますので、押し花のボランティアをしていますがいろいろな施設から声をかけてくださっても時間的に応じる事ができず残念に思っています。
- ・利用したことがないので今後参加する為の知識増し自分に合った活動を行ってみようと思いました。

●その他

- ・野幌公民館
- ・公共の乗物の不備で出歩くのが不便と思います。
- ・仲間がいて集団活動ができる。

●モニターアンケートの提出方法に関する意見

- ・切手は貼るのはいいと思いますが封筒だけでも入れてくださればありがたいです。
- ・アンケート回答には自己負担とは残念です。
- ・このアンケート形式は、少なくとも MS オフィスが使えないと回答できないですよ？HTML上で回答出来るようにしてはいかがでしょうか？市民参加のためのアンケートなら、敷居を下げる努力を惜しまないでいただきたい。

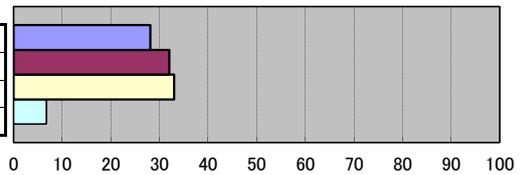
自治基本条例モニター
第3回アンケート結果 (2/4~2/18実施)

(H24クロス集計)

回答率 46.82% 回答者数 103
対象者数 220

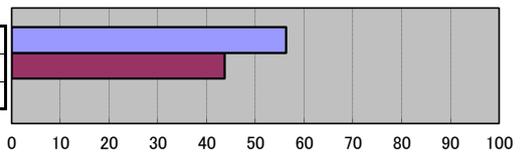
◆回答方法

1. Eメール	29	(28.2)
2. F A X	33	(32.0)
3. 郵便	34	(33.0)
4. 持参	7	(6.8)
合計	103	(100.0)



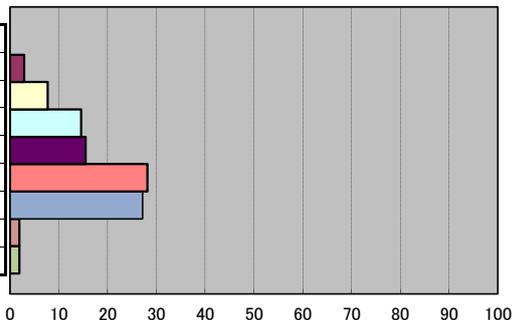
◆性別

1. 男	58	(56.3)
2. 女	45	(43.7)
3. 不明	0	(0.0)
合計	103	(100.0)



◆年代

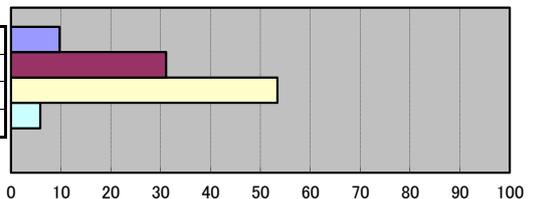
1. 10代	0	(0.0)
2. 20代	3	(2.9)
3. 30代	8	(7.8)
4. 40代	15	(14.6)
5. 50代	16	(15.5)
6. 60代	29	(28.2)
7. 70代	28	(27.2)
8. 80代	2	(1.9)
9. 不明	2	(1.9)
合計	103	(100.0)



◆これまで実施したアンケートについてお聞きします。

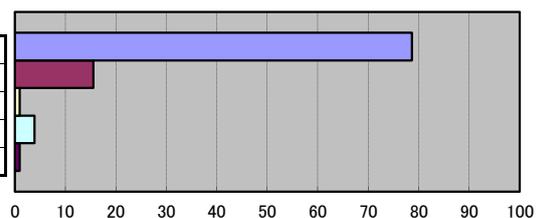
問1 今回のアンケートも含め、上に例示してあるアンケートのうち何度ご回答いただきましたか。

1. 2回	10	(9.7)
2. 3回	32	(31.1)
3. 4回	55	(53.4)
4. 無回答	6	(5.8)
合計	103	(100.0)



問2 モニターアンケート調査の分量は適当でしたか。

1. 適当だった	81	(78.6)
2. 多かった	16	(15.5)
3. 少なかった	1	(1.0)
4. その他	4	(3.9)
5. 無回答	1	(1.0)
合計	103	(100.0)

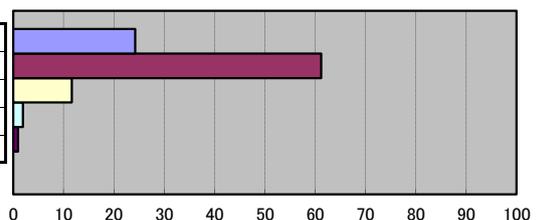


【その他意見】

- よく分からない。
- 分量の問題ではなく、「何に活かされるのか」の質の問題でないかと思いますが・・・。
- モニターアンケートの目的を集約した内容を示して意見を求めるべきだ。
- 多い回と少ないと感じる回があったように思います。

問3 モニターアンケート調査の内容はいかがでしたか。

1. わかりやすかった	25	(24.3)
2. 普通	63	(61.2)
3. わかりづらかった (問4へ)	12	(11.7)
4. その他	2	(1.9)
5. 無回答	1	(1.0)
合計	103	(100.0)



【その他意見】

- アンケートの内容に物足りなさを感じた。
- 設問の方向性と範囲が年齢や地区もさまざまな中で内容にある程度限界がある。それでも一つ一つめげずに積み上げてゆくことしかないと思う。
- 意見を求めることが多い。市として企画した事に賛同した方が解答が易なように作られていると思った。

自治基本条例モニター
第3回アンケート結果 (2/4~2/18実施)

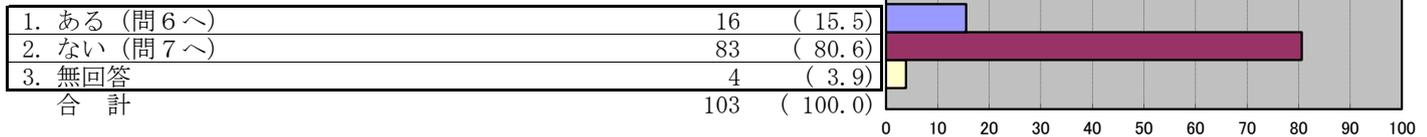
(H24クロス集計)

問4 問3で「わかりづらかった」とお答えした方に伺います。どのような点を改善するとよろしいでしょうか。ご意見を記入願います。(自由記載)

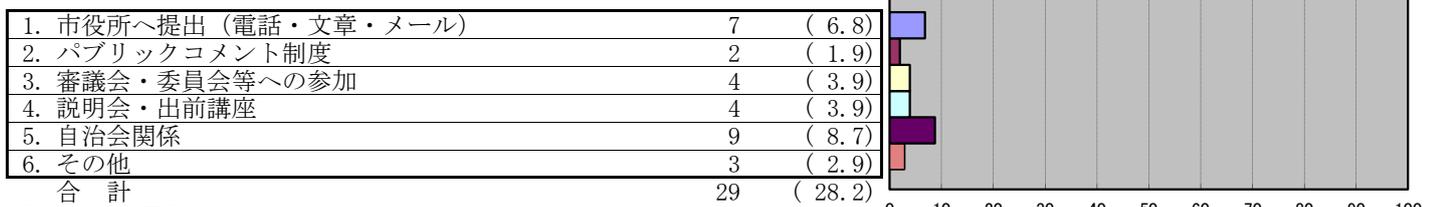
「自治基本条例モニター第3回アンケート集計(自由意見)」参照

◆モニター制度についてお聞きします。

問5 このモニター制度実施以前に江別市にご自身の意見を提出したことはありましたか。



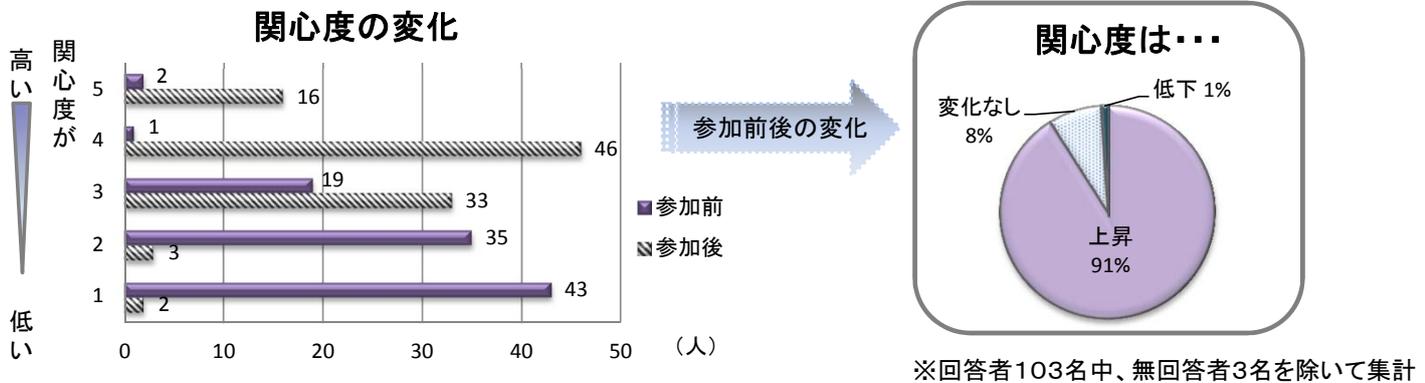
問6 問5で「ある」とお答えした方に伺います。どのような手段で意見を提出されましたか。(複数回答可)



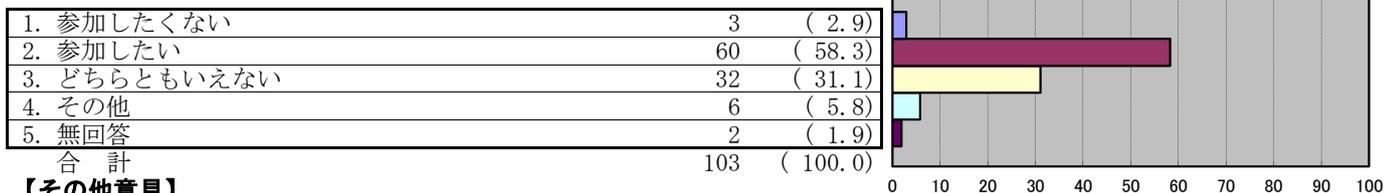
【その他意見】

- ・市長へ手紙をくださいというのがあり、応募しました。
- ・野幌駅デザインについて。

問7 このモニター制度に参加する前と後でのご自身の「自治基本条例に対する関心度」についてお答えください。それぞれ当てはまる数字を1つ選んでください。(当設問は関心度を5段階から選択し、回答する形式です。1から5へ順に関心度が高まります。)



問8 今後自治基本条例に限らず、色々な取り組みに際してモニターを募集した時には参加したいと思いますか。



【その他意見】

- ・取り組みの内容による。
- ・自治会の役員として活動中でモニターに参加しなくてもよい。
- ・私はどちらかと言えば、自治会を初めいろいろ活動している方だと思いますが、もっと参加していない方へモニターした方がよいと思う。

問9 これまでモニター制度にご協力いただいた中で、感じたことやご意見、改善点等がございましたら今後の参考とさせていただきますので、ご記入願います。(自由記載)

「自治基本条例モニター第3回アンケート集計(自由意見)」参照

問2 モニターアンケート調査の分量は適当でしたか。

- ・よく分からない。
- ・分量の問題ではなく、「何に活かされるのか」の質の問題でないかと思いますが・・・。
- ・モニターアンケートの目的を集約した内容を示して意見を求めるべきだ。
- ・多い回と少ないと感じる回があったように思います。

問3 モニターアンケート調査の内容はいかがでしたか。

- ・アンケートの内容に物足りなさを感じた。
- ・制定しようとしている基本条例が、具体的にどのような行政執行の場面を想定しているのか考えられない部分があった。
- ・設問の方向性と範囲が年齢や地区もさまざまな中で内容にある程度限界がある。それでも一つ一つめげずに積み上げてゆくことしかないと思う。
- ・意見を求めることが多い。市として企画した事に賛同した方が解答が易なように作られていると思った。
- ・意識して回答はしていない。
- ・忘れた。

問4 問3で「わかりづらかった」とお答えした方に伺います。どのような点を改善するとよろしいでしょうか。ご意見を記入願います。（自由記載）

●アンケートについて

- ・質問意図を明確にする。市の取り組みなどの説明を入れる。
- ・どんな意見を求めているのかわかりづらかった。「普通」と言う答えが多かったのが今のままで良いという事なのか？「普通」という答えはいらないのでは？
- ・専門的な知識のない人は、文章にするにも表現が不慣れで難しい。条例は専門家が案を作り、何例かから選択して決定していると思いますが、例を出して選択方式にしてくれると回答者は答え易いと思います。
- ・今まで自分があまり関心を持っていなかった為。
- ・自分の力不足もあったと思いますが、分量が多いため、理解ができていく分もありました。
- ・市政情報、自治基本条例、まちづくり活動等全く知識や情報に詳しくないため、質問の内容自体の理解も難しかった。

自治基本条例モニター 第3回アンケート集計（自由意見）

●モニターの意識について

- ・本当に知らないことが多く、今回のアンケートに参加しなければ、知りようの無かったことも有り。アンケートの内容が云々ではなく、市民のあり方がどうなのだろうか？と思います。
- ・広報などよく読もうと思った。

●その他

- ・制定しようとしている基本条例が、行政執行におけるどのような場合を想定しているのか考えが及ばないことがあった。
- ・モニターアンケートの目的は、それ程重大なのか。
- ・初めての事であり要領を得なかった。

問6 問5で「ある」とお答えした方に伺います。どのような手段で意見を提出されましたか。
(複数回答可)

- ・市長へ手紙をくださいというのがあり、応募しました。
- ・野幌駅デザインについて。
- ・(説明会・出前講座に) せっかく出席したのだから、気になった事、不明な事、知りたい事等自分の意見は言う様にしている。
- ・記憶ありません。

問8 今後自治基本条例に限らず、色々な取り組みに際してモニターを募集した時には参加したいと思えますか。

●モニターへの参加について

- ・内容による。
- ・取り組みの内容によりけり。
- ・時間があれば参加したい。
- ・他市へ転出したが、条件が合う場合には参加しても良いと考えている。
- ・私はどちらかと言えば、自治会を初めいろいろ活動をしている方だと思いますが、もっと参加していない方へモニターした方が良いと思う。
- ・自治会の役員として活動中でモニターに参加しなくてもよい。
- ・特に思わないが協力はする。

●モニターの感想について

- ・今回モニターに参加したことで事物への視点が広がり、考えることの大切さを改めて学びなおしました。

問9 これまでモニター制度にご協力いただいた中で、感じたことやご意見、改善点等がございましたら今後の参考とさせていただきますので、ご記入願います。（自由記載）

●モニターに参加して

【良かった点】

- ・今回モニターに参加できたこと、とても良い経験をさせていただきました。今後も機会があれば一市民として積極的に参加していこうと思います。
- ・自治基本条例に対する「関心」が高まりました。今後とも、定期的にアンケートを続けるべきだと思います。
- ・このような、貴重な機会を与えていただき、感謝しています。少しでも自治体の運営に関わる事が出来、喜ばしく感じています。今後も、このような機会が有りましたら、ご協力をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。
- ・こういう取り組みは続けたほうが良いと思います。ありがとうございました。
- ・ぜひアンケートを市政に生かして下さい。今後も機会があれば、アンケート等に協力したいと思います。
- ・市民の声を多くモニター制度を使い反映させてほしい。感心、関心から協力になります。無関心、無協力などを無くすためにも。
- ・アンケート結果自由意見に目をとおして思うものが有ります。
- ・モニター制度を通じて、普段関心の無い者でも、自治体と協働して発展させる意識の高揚を図ることができ、よい制度だと思います。それから、担当者の皆様、ご苦労様でした。
- ・モニター依頼に軽い気持ちで引き受けましたが、今までなじみの無い事柄に改めて認識と関心を抱きました。
- ・意識を高めることができたことは収穫がありました。地域のつながりが防災などのためにも必要と思われるなかで広く告知徹底される努力が必要かと感じました。
- ・自治基本条例のアンケートは、資料を読んで理解することが難しい面がありましたが、今までよりも身近に感じて考えることができるようになりました。
- ・こういう企画に参加して、江別市は市民の声を聴こうとしてくれていると好感を持ちました。
- ・行政に対する意見や個人の主張がいろいろあっても、なかなか伝える機会がなかったり、どうして伝えたらよいかわからない市民が多いと思います。広くこのような方法や機会を与えられることは、お互いの立場で有意義であると思います。
- ・設問に対する文面が丁寧でわかりやすくてよいです。自治基本条例に気付かされまわりを見るようになりました。
- ・このような、機会を積極的に作って下さい。江別市が市民の為によりよい街づくりをしようとして下さっている姿勢にもっと江別が好きになりました。これからも何か参加でくるものがあればしていきたいです。
- ・モニター制度は、今後も続けることが良いと思う。

自治基本条例モニター 第3回アンケート集計（自由意見）

- ・仕事が忙しく回答できない回もありすみませんでした。市民の声を聞くというのは大切なことだと思います。今後とも是非このような取り組みを続けて下さい。
- ・この年になって色々な事が分かってきます。自分なりに頭をはたらかして参考になります。
- ・モニターとして質問に対して適切な答えを書けたのかと思います。
- ・企画、配送、集計、報告等お疲れ様でした。何のお役にも立てずにおりますが、江別市民の一人として関心を寄せてもらえているという充実感を貰えています。回答率が低いのが残念ですね。
- ・モニターのアンケート結果の集計表はとても参考になります。自分でも気が付かないところの発見がありました。
- ・モニターに参加するようになってから、ホームページを見るようになった。沢山の人がこの様な事を知ってほしいと思います。
- ・江別市民になったばかりの頃にこのモニター制度を知り、江別市を知る良いタイミングと思い参加させていただきました。色々なことに関心度がアップいたしました。ありがとうございます。驚いたことに、自分でモニター参加したにも関わらず、回答率の低さにガッカリしました。提出方法の意見で「自己負担とは残念」や「封筒がほしい」との声がありましたが、この回答率の低さでは全員に回答前に切手や封筒を渡すことはできないでしょうね。回答用紙をNo チェックするか、記名するのが良いと思います。そうすれば回答した方に切手代等払うことができるのでは？提出していない人に用紙を送る代金ももったいないですよ。小さな字になり読みづらくて申し訳ありません。
- ・江別市に暮らして、42年になる。今後も住み続けたいと思っているので、住みよい暮らし良い安全・安心な街であることを望む。また、他都市に誇れるような、歴史・文化・景観等が育まれれば良いなあと、思っている。
- ・江別市民は屯田兵の子孫から他町村からの転入者、そして平成生れの子ども皆が江別に住んで良かったなと思える街になればと希望します。
- ・これからは広報をよく読みたいと感じました。

【悪かった点】

- ・回答率が思っていたより低い様に思った。
- ・江別は高齢者が多いので、若い人（30代40代）世代の参加（このようなモニターなどでも）して欲しい！
- ・60代、70代の年代は回答は高いですが、30代、40代の方にも利用しやすい活動を行ってみたいと思います。
- ・老人の意見が多すぎる。もっと税金を払っている生産性のある年代の意見も多く取り入れられるようにしてほしい。選挙にしてもアンケートにしても老人の参加率が高いためだと思うが、子供のいる世帯の意見を反映できるようにしてほしい。
- ・折角なのでと思い参加させていただきましたが、参考になったのか？何か変わったのか？と思う。

自治基本条例モニター 第3回アンケート集計（自由意見）

- ・ 今回のモニターに参加して感じたこと。
 - 1.自治基本条例とは誰のために作られたものか。目的は何か。効果があるのか。一度白紙に戻して、観念的ではない具体的なものに作り直すことが必要ではないかと思いました。
 - 2.アンケートの回答選択肢は誘導的なものではと考えてしまいました。
- ・ モニター制度に参加する事により、住民参加型の何か新しい企画のたたき台でも出来るのかとの勝手な期待が有りましたが、終了するにあたり、この企画は住民に「自治基本条例に興味を持ってもらうものか」という感想で、少しがっかりしています。いろいろな政策を住民に知らしめる事は大変重要ですが、生活は江別で仕事は札幌という労働者が多い江別市において、「住んでよかった」「他の人も是非一緒に住もう」問い得る「目に見えやすい」行政を推進して行かれる事を期待しますし、住民参加型の行政を促進される事を期待しています。 ～江別を愛する者より～
- ・ アンケート及び求める回答は短時間で処理すべきだ。個で（以前）回答した内容が思い出せない。
- ・ アンケートが何のために必要なのか、具体的に知れるとよい。
- ・ アンケートの結果を市政にどう反映したのか（どう反映すべく取り組んだのか）何らかの形で返してほしい。
- ・ 今までのアンケート結果を基に、見聞きで変化が分かるのを期待したい。
- ・ モニターの結果により環境がどの様に進むのか期待しています。
- ・ アンケートに答えた意見は実行されるのかどうなのか・・・。
- ・ 集約結果を自己満足（市側）することなく、市民への意識度を高めていただきたい。

●アンケートの手法について

【スケジュールについて】

- ・ 今回3回のアンケートを行いました。最初に全体的なアンケート内容についての把握が不十分でした。
- ・ 第2回目のモニターは見逃しました。事前に別メールでも連絡をしてくださるか。提出の確認メールをくださると助かります。

【回答方法について】

- ・ 質問用紙を見ながらでなければ回答出来ないなので、質問用紙と回答用紙を同じ物にして欲しい。次回アンケートのスケジュールもアナウンスしてほしい。
- ・ メールで回答しますと、コストもかかりませんし便利でいいと思います。ただ、メールのみにしてしまいますと高齢者などには不便だと思いますので、郵送の場合は返信用の封筒を同封したほうがいいと思います。
- ・ 回答するにあたって、Eメール用の回答フォームを準備してほしい。
- ・ 回答において、3割以上が郵便を利用しているのに有料では、高齢者が回答しづらい。
- ・ 回答用紙が一枚になっているとFAXで回答するので大変良いと思います。

自治基本条例モニター 第3回アンケート集計（自由意見）

- ・メールでの回答ができる点では、アンケートはやりやすかった。ただ、広い年齢層での回答を得たいのならば、ファックス回答や郵便回答も無料にした方がいいかと思う。
- ・手段について（例、FAX、持参）（意見提出）、場所について（例、ホームページ、情報公開）（いつでも閲覧できるように）
- ・もっと簡単にパソコンで返信できると郵送の手間が省け回答がし易くなりますが・・・。
- ・回答方法に市役所に持参があっても良かったと思います。郵便料金は自己負担というのが、負担があります。
- ・切手を自分で貼ることにおどろいた。
- ・Eメール・FAX出来ず、郵送で回答しておりますので、封筒がありましたら切手は個人でも良いので、これからこの件、考えて下されば幸いです。
- ・提出方法に疑問（封筒もなく、切手もないこれでは返送が非常にしにくいのでは）ファックスでながそうと思ったら送れない。電話で確認しなければならないようなファックス番号は非常に不愉快です。
- ・送付封筒を返信用封筒として再利用できるようにする。

●他の意見提出方法について

- ・モニター以外でももっと市民の声が届く場所を作って欲しい。もしすでにあったとしても私を含め私のまわりの人達はほとんど知りません。自分の住んでいる街を良くするために私達も意識を新たにしたいと思います。
- ・モニターという視点からはそれますが、街づくりに関する意見を随意に述べる機会を設けてはいかがでしょうか。パブリックコメントの仕組みでは意見の募集期間が限られるなどせつかくの機会を逃してしまったり、市民側が潜在的に持っている意見とテーマがなかなかマッチしなかったり、まだ工夫の余地がある気がします。ランダムに集まる情報を整理するのは大仕事とは思いますが、現代の目安箱のような仕組みは構築できないでしょうか。画期的な意見とは思わぬところからもたらされるものと考えます。
- ・提言に対する市の対応の考えがない。市の見解が欲しい。聞き放しで終わらせないためにも・・・。必要に応じ提言者との面談の検討を・・・。委員会で検討し結果を公表となっているが閉鎖的な意見に反論の機会を設けて下さい。モニター参加の公開の場での検討会を検討し場合によってはモニターの意見交換の場も検討して下さい。

●自治基本条例について

- ・基本条例第1章第3条と第8章がしっくりこない。
- ・第6章、第7章等について積極的に行ってほしいと思いました。
- ・江別市自治基本条例は市民を守る自治体の憲法だと思う。市民の市政に対する責任も今以上に求められます。市民が関心を高める為にもPRはもとよりわかりやすい言葉で今後も粘り強く取り組んで下さい。

自治基本条例モニター 第3回アンケート集計（自由意見）

- ・自治会役員るとき、会の規定、条文を見直すため全役員で作業を数カ月間行いましたが、住民に分かりやすい文章、言葉使いとし全戸配布。市の基本条例も題目、条文が固い感じがして、市民として、とっつきにくい（意味が通らない様）では効果が期待できないのではと思う。お役所的な言葉使いを少しだけ変更したら！？
- ・江別市自治基本条例に関しては平成21年7月1日施行されているが、私の住む豊幌に於いて、実態として何人の住民が本件に係る基本条例を把握しているか？私も不勉強で今般承知した処である。市としても積極的に市民に対し周知される様頂きたいと思う。
- ・前文だけ取りかえれば全国どこの市にあっても通用するような自治条例です。だから前文だけに注目します。前文にあるように江別市は大都市札幌近郊にある自然豊かなまちです。しかし現実にはこの自然はどんどん失われている状況です。行政としてせめてこのあたりの情報をたえまなく正確に誰にも分かるように流してもらいたいものです。それが新しい市民の自治活動に対する問題提起になるはずだからです。市民自治に関して云えばまず自分の家の身近な人々との交流を深めることから出発したいもの。
- ・現行制度の有無・相違点が理解しにくかった。

●その他

- ・私の住んでいるアパートは町内会にも入っていないので、「広報えべつ」は届きません。情報を得る事が出来ない人がたくさんいると思うので、広報の全戸配布は出来ないのでしょうか？仕事をしているので生活に追われ、いつかはまちづくり等に参加したいと思いますが、現在活動されている方はお年寄りか時間に余裕がある人ばかりではないのか？多くの市民の意見が知りたいです。
- ・今迄は広報紙に情報がのっていても、自分の興味を持った事以外気づかないミスがあったと思う。見出しに色をつけたりして目立つ様に、広報紙は白黒なので。若い方にも読みやすい様に大学とか学校にも置いてはいかがでしょう。
- ・「広報2013 2月えべつ」で請願2件と陳情1件がありました。議会の機能強化と市民参加の観点からも、採択した議事の結果や不採択の場合は請願・陳情の代表者に理由の説明はもちろんのこと、一般市民にも公表し必ず積極的に報告して下さい。
- ・情報公開も重要かもしれないが、必要性のない一般市民は関心ないので。困った事、必要な事を気軽に聞ける相談窓口を増やしてはどうですか。自治基本条例も市職員が時間をかけ重視してるほど、一般市民は関心は低いと思います。
- ・公民館についてです。以前コミセンで公民館講座を受講しました。その後受講者の希望で継続の形での同好会を作り活動していました。年数が経ち、新入者もいましたが会員が減少し、月謝（講師謝礼+公民館使用料）が高くなりました。会員からは堪えられないの聲があがり10年目で解散に至りました。使用料もう少し安くできないのでしょうか。その後は私が興味持てる講座がなく、利用していません。

自治基本条例モニター 第3回アンケート集計（自由意見）

- ・ 障害者の国保負担を3割から1割にしてほしい、との私の要望を載せていただきました。これを実行してもらうにはどう行動したらいいのでしょうか。何十年も要望してきて初めて文になりました。是非実現してほしいと願っています。